1　障害者手帳

障害者手帳は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の３種類があります。

身体障害者手帳

身体障害がある場合、身体障害者手帳が交付されます。この手帳は各制度を利用するために必要です。障害の程度によって１級（重度）から６級（軽度）までの区分があります。

■対象者　　視覚、聴覚・平衡、音声・言語・そしゃく、肢体（上肢・下肢・体幹）、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓の機能に永続する障害がある人

■申請について

申請区分	どんなとき	必要書類
新規交付	初めての申請のとき	申請書・診断書（指定医師が記入）・写真（3×4cm）
障害名追加	別の障害を追加するとき	
障害程度変更	障害の程度が変わったとき	
再認定	再認定のとき	
再交付	紛失・破損等されたとき	申請書・写真（3×4cm）・身体障害者手帳の写し（紛失の場合は不要）
氏名・居住地の変更	氏名・住所が変わったとき	申請書・身体障害者手帳
返還	死亡されたとき 手帳が不要になったとき	申請書・身体障害者手帳

■窓　口　　市役所障害福祉課

※手帳はお手元に届くまで２カ月程度かかります（特に、診断書の内容等について、診断した医師と調整が必要な場合は、３カ月以上かかる場合があります。）。

療育手帳

知的障害がある場合、療育手帳が交付されます。障害程度によりＡ１（最重度）・Ａ２（重度）・Ｂ１（中度）・Ｂ２（軽度）の区分があります。

申請後、１８歳未満の人は、県大津・高島子ども家庭相談センター、１８歳以上の人は県精神保健福祉センター（知的障害者更生相談所）で判定を受けていただきます。判定の日時については、判定機関から連絡があります。

手帳交付後は障害程度確認のため、定期的に再判定を受けることになっています。

■申請について

申請区分	どんなとき	必要書類
新規交付	初めての申請のとき	申請書・相談票・写真（3×4cm）
再判定	再判定の時期が来たとき	申請書・相談票・写真（3×4cm）・療育手帳
再交付	紛失・破損等されたとき	申請書・写真（3×4cm）

氏名・居住地の変更	氏名・住所が変わったとき	申請書・療育手帳
返還	死亡されたとき 手帳が不要になったとき	申請書・療育手帳

■窓　口　市役所障害福祉課

※手帳は市役所経由で、判定機関での判定後、滋賀県が交付しますが、申請件数が非常に多く、判定までは３～６カ月待ちとなっております（予約の状況により変わります。）。お手元には判定後１～2 カ月で届きます。

■判定機関

県大津・高島子ども家庭相談センター（におの浜四丁目４−5）　電　話 ０７７−５４８−７７６８
ＦＡＸ ０７７−５４８−７７６９

県精神保健福祉センター（草津市笠山八丁目５−130）　電　話 ０７７−５６３−８４４８
ＦＡＸ ０７７−５６２−４３３４

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために長期にわたり日常生活又は社会生活上のハンディキャップがある場合、精神障害者保健福祉手帳が交付されます。障害等級は障害年金の等級に準じて 1～3 級までの区分があります。

精神疾患の全てが対象ですが、知的障害は含まれません。

■申請について

申請区分	どんなとき	必要書類
新規交付	初めての申請のとき	申請書・診断書（精神障害者保健福祉手帳用） 写真（3×４cm）
更新	有効期限の３カ月前から	申請書・診断書（精神障害者保健福祉手帳用）
障害程度変更	障害の程度が変わったとき	申請書・診断書（精神障害者保健福祉手帳用） 精神障害者保健福祉手帳・写真（3×４cm）
再交付	紛失・破損等されたとき	申請書・写真（3×４cm）
氏名・居住地の変更	氏名・住所が変わったとき	申請書・精神障害者保健福祉手帳・写真（3×４cm） ※変更後３０日以内に申請してください。
返還	死亡されたとき 手帳が不要になったとき	手帳返還届・精神障害者保健福祉手帳

※精神障害を理由に年金を受給している人は、診断書に代えて年金証書等による申請が可能な場合があります。詳しくは窓口へお問い合わせください。

■窓　口　市役所障害福祉課

※手帳は市役所経由で滋賀県が交付します。お手元に届くまで３カ月程度かかります。

■審査機関

滋賀県立精神保健福祉センター（草津市笠山八丁目５−１３０）電　話 ０７７−５６７−５０２８
ＦＡＸ ０７７−５６６−５３７０

2 医療費

障害の程度、医療の内容によって、医療費が軽減されます。

自立支援医療費（更生医療）

身体上の障害を軽くしたり取り除いたりするための医療にかかる医療費を給付します。

■対象医療　心臓機能（冠動脈バイパス術、ペースメーカー植込術　等）
じん臓機能（腎移植術、人工透析　等）
肢体不自由（人工関節置換術　等）　など

■対 象 者　身体障害者手帳を持っている１８歳以上の人で対象医療を指定自立支援医療機関で受ける人

■自己負担額　原則医療費の１０％となります（生活保護世帯を除く）。ただし収入や課税額等により適用されない場合もあります。

■申請方法　＜新規の場合の提出書類＞
自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書、自立支援医療（更生医療）意見書、
医療費概算内訳書、健康保険証の写し、
市民税非課税世帯の場合は本人の前年の収入が確認できるもの
（障害年金の支払通知書の写し等）
※その他の書類が必要となる場合がありますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。

■窓　口　市役所障害福祉課

自立支援医療費（育成医療）

身体に障害のある児童又は現存する疾病を放置すれば将来障害を残すと認められる児童の障害に対する確実な治療効果が期待できる医療に係る医療費を給付します。

■対象医療　肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害などに対する医療

■対 象 者　１８歳未満の児童で対象医療を指定自立支援医療機関で受ける人

■自己負担額　原則医療費の１０％となります（生活保護世帯を除く）。ただし収入や課税額等により適用されない場合もあります。

■申請方法　＜新規の場合の提出書類＞
自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書、自立支援医療（育成医療）意見書、
健康保険証の写し、市民税非課税世帯の場合は保護者の前年の収入が確認できるもの
（障害年金の支払通知書の写し等）
※その他の書類が必要となる場合がありますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。

■窓　口　市役所障害福祉課

自立支援医療費（精神通院医療）

精神障害の医療にかかる医療費を給付します。

■対象医療　精神疾患に対する継続的な通院医療

■対 象 者　通院により、対象医療を指定自立支援医療機関で受ける人

■自己負担額　原則医療費の１０％となります（生活保護世帯を除く）。ただし収入や課税額等により適用されない場合もあります。

■申請方法　＜新規の場合の提出書類＞

自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書、診断書（自立支援医療（精神通院医療）用）、健康保険証の写し、市民税非課税世帯の場合は本人の前年の収入が確認できるもの

（障害年金の支払通知書の写し等）

※その他の書類が必要となる場合がありますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。

■窓　口　市役所障害福祉課

※自立支援医療（精神通院医療）受給者証は、市役所経由で滋賀県が交付しますが、お手元に届くまで３カ月程度かかります。

■審査機関

滋賀県立精神保健福祉センター（草津市笠山八丁目５－１３０）　電　話 ０７７－５６７－５０２８

ＦＡＸ ０７７－５６６－５３７０

重度障害者医療費の助成（福祉医療）

病院等で要した医療費（健康保険適用分）の自己負担分の一部又は全額を助成します（入院中の食事にかかる負担分及び部屋代等は除きます）。

■対 象 者

対　象　者	要　　件
身体障害者（児）	身体障害１・２級の人　又は　身体障害３級で２０歳未満の人
知的障害者（児）	療育手帳 A1、A2、B1（最重度、重度、中度）の人
心身障害者（児）	身体障害４級と療育手帳 B2（軽度）の重複障害で２０歳未満の人
重度心身障害老人	後期高齢者医療制度の対象者で、身体障害１・２級の人　又は　療育手帳 A1、A2、B1（最重度、重度、中度）の人

■支給制限　所得制限があります（詳しくは窓口へお問い合わせください）

■窓　口　市役所保険年金課医療助成係

電　話　０７７－５２８－２６５３　　FAX　０７７－５２５－８８８７

重度精神障害者医療費の助成（福祉医療）

自立支援医療費（精神通院医療）の自己負担分の１０％を助成します。

■対 象 者　自立支援医療費（精神通院医療）を受けている人で、精神障害者保健福祉手帳１級又は２級を持っている人

■支給制限　所得制限があります（詳しくは窓口へお問い合わせください）

■窓　口　市役所保険年金課医療助成係

電　話　０７７－５２８－２６５３　　FAX　０７７－５２５－８８８７

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、原則として 75 歳以上の人が加入する保険の制度です。ただし 65 歳以上 74 歳以下の人で、下記のような一定の障害がある人についても申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

■対象者

・身体障害者手帳 1～3 級
・身体障害者手帳 4 級の一部（音声・言語・そしゃく機能障害と下肢機能障害の一部）
・療育手帳 A1、A2（最重度、重度）
・精神障害者保健福祉手帳 1・2 級
・障害基礎年金受給者 1・2 級

■内　容

・医療費の自己負担割合が所得により 1 割、2割または3割になります。
・現在加入中の健康保険（国保・社保）と保険料が変わる場合があります。社会保険の被扶養者の場合は、新たに保険料負担が生じることになります。
・加入要件に該当しなくなったときは、被保険者資格を喪失するため、届出が必要です。
・加入をご希望の方は、下記の窓口へお問い合わせください。

■窓　口　　市役所保険年金課高齢者医療係
電　話　０７７－５２８－２６８７　ＦＡＸ　０７７－５２５－８８８７

特定疾病療養受療証

厚生労働大臣が指定する下記の疾病の療養を受けている人で、申請により認定された人に「国民健康保険特定疾病療養受療証」を交付します。

※国民健康保険加入者で下記の疾病の療養を受けている人が対象となります。社会保険等にご加入の人は、ご加入中の保険者へご確認ください。

■対象疾病　・人工透析を必要とする慢性腎不全
・血友病
・後天性免疫不全症候群（HIV 感染を含み、厚生労働大臣の定めるものに限る）

■自己負担額　1 カ月当たりの自己負担限度額は 1 万円までとなります。ただし対象疾病が人工透析を必要とする慢性腎不全であり、なおかつ 70 歳未満で上位所得者の人は、1 カ月当たりの自己負担限度額が 2 万円までとなります。

■申請に必要なもの　・医師の証明のある申請書
・国民健康保険被保険者証

■窓　口　　市役所保険年金課資格給付係
電　話　０７７－５２８－２７５０　　FAX　０７７－５２５－８８８７

心身障害児（者）歯科治療

一般歯科医療機関での受診ができないなどお困りの人は、下記にご相談ください。

■窓　　口　　市保健所健康推進課
電　話　０７７―５２８―２７４８
ＦＡＸ　０７７―５２３―１１１０

一般の歯科医療機関で治療することが困難な心身障害児（者）の歯科治療を行っています。

■窓　　口　　滋賀県歯科医師会口腔衛生センター（予約受付　等）
電　話　０７７―５６４―６６９２

■対　　象　　滋賀県内に住んでおられる人で、一般歯科治療を受けにくい次のような人
① 身体障害者手帳（１・２級）又は療育手帳（Ａ）をお持ちの１８才未満の在宅障害児
② 知的障害児施設、国立療養所及び聾話学校寄宿舎の入所児（通所施設入所者を除く）
③ 知的障害者援護施設入所者（通所施設入所者を除く）

特定医療費（指定難病）助成制度

原因が不明で治療方法が確立していない難病のうち、厚生労働省が指定した疾病（当該疾病の診断基準を満たす方）について、その治療にかかった費用（保険診療）の一部を公費により負担する制度です。

■内　　容
・自己負担割合が３割負担の人については、２割負担に引き下げられます。（２割・１割の方はそのまま）
・所得に応じて１カ月の自己負担限度額が設定されます。自己負担限度額は指定難病の治療のために受診した指定医療機関の負担額をすべて合算して適用されます。
・原則として、受給者証に記載される指定医療機関において医療費助成が受けられます。
・医療費助成の対象となるのは、認定を受けた疾病にかかる入院・外来の医療費、薬代、訪問看護、訪問リハビリ、居宅療養管理指導、介護療養施設サービス、介護医療院サービスの費用です。

※ 詳しい内容や申請に必要な書類等は、下記窓口にお問い合わせください。

■窓　　口　　市保健所保健予防課管理係、精神・難病支援係
電　話　０７７－５２２－６７６６
ＦＡＸ　０７７－５２５－６１６１

新規の方　　受給者の方

小児慢性特定疾病医療費助成制度

治療が長期にわたり、児童等の健全な育成に大きな支障となる疾病について、その治療にかかった医療費及び食事療養費（入院時）を公費により負担する制度です。ただし１カ月当たり、所得に応じて一部自己負担金が発生します。一部自己負担金は、医療機関の窓口で支払っていただくことになります。

■対　　象　　１８歳未満の児童（ただし１８歳到達時点において本事業の対象となっており、引き続き治療が必要と認められる場合は２０歳未満の誕生日前日まで）で、小児慢性特定疾病にかかっており、当制度の疾病の要件を全て満たす疾病の程度であること。

※ 詳しくは、下記窓口にお問い合わせください。

■窓　　口　　市保健所健康推進課
電　話　０７７―５２８―２７４８
ＦＡＸ　０７７―５２３―１１１０

3 日常生活の支援

在宅で訪問を受けるサービスや、施設に通って利用するサービス、施設に入所するサービス等があります。サービスは次のように分けられます。

障害福祉サービス（P８～P１３）

訪問を受けるサービス
◇居宅介護（ホームヘルプ）
- 身体介護
- 家事援助
- 通院介助
- 乗降介助

◇重度訪問介護
◇行動援護
◇同行援護

施設に通って利用するサービス
◇生活介護
◇短期入所(ショートステイ)
◇自立訓練（機能訓練）
◇自立訓練（生活訓練）
◇宿泊型自立訓練
◇就労移行支援
◇就労継続支援（Ａ型）
◇就労継続支援（Ｂ型）

グループホーム
◇グループホーム（共同生活援助）

施設に入所するサービス
◇療養介護
◇施設入所支援

相談支援サービス
◇計画相談支援　◇就労定着支援
◇地域相談支援　◇自立生活援助
◇障害児相談支援

障害児通所支援給付サービス（P１４）

◇児童発達支援
◇医療型児童発達支援
◇居宅訪問型児童発達支援
◇放課後等デイサービス
◇保育所等訪問支援

地域生活支援事業（P１６～P１８）

入浴支援サービス
◇訪問入浴サービス
◇施設入浴サービス

支援員の派遣サービス
◇入院時意思疎通支援員の派遣
◇手話通訳者・要約筆記者の派遣
◇盲ろう者向け通訳・介助員の派遣
◇代筆・代読支援員の派遣

日中活動のためのサービス
◇相談支援事業
◇地域活動支援センター事業
◇移動支援事業
◇日中一時支援事業

☆地域生活支援事業にはサービスの他に、各種費用の助成等の事業があります。（P２７～P２８参照）

難病等の方へのサービス（P１９）

難病等の方が対象となるサービス等があります。

介護保険（P１９）

６５歳以上で、介護サービスを受けたい方は介護保険制度における介護保険要介護（要支援）認定の申請をしてください。

障害福祉サービス

サービスの利用方法

障害福祉サービスは、まずサービスの支給決定を受け、指定事業者の中から利用したい事業者を選択して契約を結び、利用します。複数の事業者と契約することもできます。

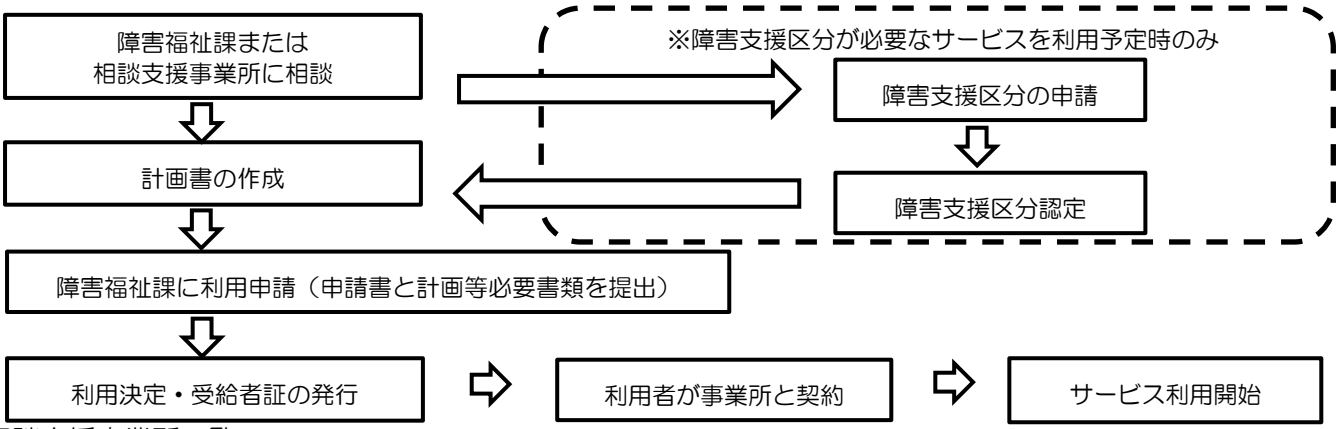

■相談支援事業所一覧

名　　称	所在地	電　話(上段) ＦＡＸ(下段)	備　考
（北部子ども療育センター内） わくわく相談支援事業所	和邇中 176-1	594-8415 594-8416	未就学児に対応
（やまびこ総合支援センター内） やまびこ相談支援事業所	馬場二丁目 13-50	523-7711 527-0293	未就学児に対応
木戸障害者相談支援センター	木戸 709	592-8022 592-8018	身体障害者、知的障害者、 児童に対応
彩葉ケアサポート	清和町 20-8	050-3786-9027 502-2131	身体障害者、知的障害者、 児童に対応
ブリッジ	真野二丁目 27-1	575-7858 575-7858	身体障害者、知的障害者、 児童に対応
らん相談支援事業所	本堅田二丁目１９-３	080-3809-9107 574-7195	主として児童に対応
相談支援事業所ひびき	唐崎三丁目 1-15	578-5720 578-5740	主として知的障害者、 児童に対応
相談支援事業所トモ	穴太三丁目 2-12	572-5207 572-5207	身体障害者、知的障害者、 精神障害者、児童に対応
精神障害者地域生活支援センター オアシスの郷	桜野町一丁目１０-５	510-5725 510-5726	主として精神障害者に対応
（やまびこ総合支援センター内） 生活支援センター	馬場二丁目 13-50	527-0486 527-0334	相談支援の総合的援助
障害者生活支援センターいるか	におの浜四丁目２-３３ 市立障害者福祉センター内	527-2355 527-2355	主として身体障害者に対応
相談支援事業所ひなた	中庄二丁目 2-11	525-9520 525-3290	主として知的障害者、 児童に対応
Quocare	晴嵐一丁目 3-21	535-5852 575-3553	身体障害者、知的障害者、 児童に対応
ＨＩＥＮ相談支援事業所	蛍谷２－１５	536-5149 536-5140	身体障害者、知的障害者、 児童に対応
相談支援事業所ぐっど	大江三丁目 11-17	543-6288 572-6233	主として児童、 知的障害者に対応
相談支援センターすまいる・らふ	大萱四丁目3-7	545-2525 545-2526	身体障害者、知的障害者、 児童に対応
そうだんオフィス	大萱七丁目６-４３ 共生モール２階	536-5543 548-7860	身体障害者、知的障害者、 精神障害者に対応
障がい児者相談センター みゅう	大萱七丁目６-４３ 共生モール２階	548-7444 548-7144	主として知的障害者、 児童に対応
地域生活サポートセンター じゅぷ	一里山二丁目２-８	548-3511 548-3515	身体障害者、知的障害者、 児童に対応

障害支援区分の認定

障害福祉サービスのうち、利用するためには、事前に障害支援区分の認定を受ける必要があるサービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援）があります。

障害支援区分は、障害の状況等の調査を行うとともに、医師意見書等を参考に市が設置した「介護給付費等の支給に関する審査会」で審査・判定されます。

- 障害支援区分は、区分１から区分６までで、区分６が最重度となります。
- 障害支援区分の認定有効期間は最長３年間です。
  （認定有効期間は、障害の状況等を考慮して審査会で決定されます）
- 障害支援区分により利用できるサービスが異なってきます。
  （各サービスの対象者を確認してください）

※１８歳未満の障害児については、原則障害支援区分の認定は必要ありません。
（ただしサービスを必要とするため、18 歳に向けて事前に準備する場合を除きます）

■窓口　　市役所障害福祉課

訪問を受けるサービス

市ＨＰ　　訪問系サービス事業所一覧

◇　居宅介護（ホームヘルプサービス）

在宅の障害者（※[1] 障害児）に対して、介護、家事等生活全般にわたる援助を行います。

種　類	サービスの内容	対　象　者
身体介護	入浴、排泄、食事等の身体介護で原則として１回３時間以内	障害支援区分１以上（児童はこれに相当する状態。以下、乗降介助まで同じ）の障害者（児）
家事援助	調理、洗濯、掃除等の家事援助で原則として１回１時間３０分以内	障害支援区分１以上の障害者（児）
通院等介助	病院への通院等のための介助	身体介護を伴わない：障害支援区分１以上の障害者（児）で通院に介助が必要な者 身体介護を伴う：一定要件※[2] に該当する者
乗降介助	通院等のための乗車又は降車の介助	障害支援区分１以上の障害者（児）で乗降介助が必要な者

※[1]　原則、学齢児を対象。
ただし、ご本人の障害の程度や状態像、家庭環境等を考慮し総合的に利用の可否を判断しますので、詳しくは障害福祉課にお問い合わせください。

※[2]　通院等介助の「身体介護を伴う」の要件

障害支援区分２以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち、次の①から⑤のいずれかに該当する人

① 「歩行」　　「全面的な支援が必要」
② 「移乗」　　「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
③ 「移動」　　「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
④ 「排尿」　　「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
⑤ 「排便」　　「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

◇ 重度訪問介護

■内　容　入浴、排泄、食事等の身体介護、調理、洗濯、掃除等の家事援助、見守り及び外出時の介護等を総合的に実施するとともに、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所している障害者に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援を行います。

■対象者　障害支援区分４以上の障害者（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は授産所に入院又は入所中の障害者がコミュニケーション支援等のために利用する場合は区分６以上、かつ入院又は入所前から重度訪問介護を利用していた者）であって次の①又は②のいずれかに該当する人

① 二肢以上に麻痺があり、障害支援区分調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれもが、「支援が不要」以外と認定されている人

② 障害支援区分調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が１０点以上の人

◇ 行動援護

■内　容　行動の際生じうる危険を回避するために必要な援護（外出時における移動中の介護を含む）を行います。

■対象者　障害支援区分３以上の障害者であって、障害支援区分調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が１０点以上の人

◇ 同行援護

■内　容　外出時に視覚障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供及び移動の援護、外出する際の必要な援助を行います。

■対象者　視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等（別途必要項目の調査により決定）

施設に通って利用するサービス

◇ 生活介護・共生型生活介護　（事業所一覧Ｐ６２参照）

■内　容　施設において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のための支援を行います。

■対象者　常時介護等の支援が必要な障害者として次のいずれかに該当する人

① 障害支援区分３以上（障害者支援施設に入所する場合は区分４以上）の人

② 年齢が 50 歳以上の場合は、障害支援区分２以上（障害者支援施設に入所する場合は区分３以上）の人

◇ 短期入所・共生型短期入所（ショートステイ）　（事業所一覧Ｐ６３参照）

■内　容　介護者の疾病その他の理由により、一時的に在宅で介護を受けられなくなった障害者（児）に、短期間、施設入所での支援を行います。定率負担の他に食事代など、実費徴収があります。

■対象者　障害支援区分１以上の障害者（児童は、別途必要項目の調査により判断）

◇ 自立訓練（機能訓練）　（事業所一覧Ｐ６０参照）

■内　容　障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通所（又は障害者宅を訪問）して、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等を行います。

■対象者　地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持向上等のために一定の支援が必要な障害者

３　日常生活の支援

◇　**自立訓練（生活訓練）**　　（事業所一覧Ｐ６０参照）

■内　容　障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通所（又は障害者宅を訪問）して、自立した日常生活を営む上で必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等を行います。

■対象者　地域生活を営む上で生活能力の維持向上等のために一定の支援が必要な障害者

◇　**宿泊型自立訓練**

■内　容　居住の場を提供して居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

■対象者　生活訓練の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人等であって、地域移行に向けて一定期間、帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害者

◇　**就労移行支援**　　（事業所一覧Ｐ６０参照）

■内　容　一般就労が可能と見込まれる障害者について、生産活動、職場体験その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、職場開拓、就職後の職場定着のための相談その他の支援を行います。

■対象者　就労を希望する障害者で、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な利用開始時 65 歳未満の人

◇　**就労継続支援Ａ型**　　（事業所一覧Ｐ６０参照）

■内　容　雇用契約に基づき、生産活動、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。※特例により、一定条件を満たせば、一部雇用契約を締結しない人も利用可。

■対象者　企業就労等が困難な障害者であって、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な、利用開始時 65 歳未満の人

◇　**就労継続支援Ｂ型**　　（事業所一覧Ｐ６０～６１参照）

■内　容　生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

■対象者　就労移行支援事業等を利用したが、企業就労等に結びつかなかった障害者や一定年齢に達している障害者等で、生産活動にかかる知識及び能力の向上、維持が期待される人

◇　**就労定着支援**　　（事業所一覧Ｐ６２参照）

■内　容　就労移行支援等のサービスを利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業等との連絡調整を行うとともに、各般の問題に関する相談、指導および助言等の支援を行います。

■対象者　就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された者で、就労を継続している期間が６カ月を経過した障害者

住まいのサービス

◇　療養介護

■内　容　病院において、主として昼間に、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行い、医療に係るものを療養介護医療として提供します。

■対象者　病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次のいずれかに該当する人

①障害支援区分６に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者

②障害支援区分５以上に該当し、次のアからエのいずれかに該当する者

ア　重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者

イ　医療的ケアの判定スコアが１６点以上の者

ウ　障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（１２項目）の合計点数が１０点以上である者であって、医療的ケアスコアが８点以上の者

エ　遷延性意識障害者であって、医療的ケアの判定スコアが８点以上の者

◇　施設入所支援　　（事業所一覧Ｐ５９参照）

■内　容　施設において、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

■対象者　次のいずれかに該当する人

① 生活介護を受けている障害者であって、障害支援区分４以上（50 歳以上の者にあっては区分３以上）の人

② 自立訓練又は就労移行支援（以下、この項で「訓練等」という。）を受けている人であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人

◇　グループホーム（共同生活援助）　　（事業所一覧Ｐ６３～６５参照）

■内　容　２人以上の障害者が、地域にある住宅等で世話人の支援又は介護を受けながら共同で生活する形態がグループホームです。定率負担の他に、家賃、光熱水費、食費等の負担が必要です。

■対象者　障害者（身体障害者にあっては、６５歳未満の者又は６５歳になる前日までに障害福祉サービス等を利用したことがある者に限る。）

相談支援サービス　　（事業所一覧Ｐ8、Ｐ５８～５９参照）

◇　計画相談支援

■内　容　障害福祉サービス等に係る「サービス等利用計画」の作成、サービス事業者等との連絡調整、定期的なモニタリングによる利用状況の検証、計画見直しを行います。

■対象者　障害福祉サービスを利用する障害者・障害児及び地域相談支援を利用する障害者

◇　障害児相談支援

■内　容　障害児通所支援に係る「障害児支援利用計画」の作成、サービス事業者等との連絡調整、定期的なモニタリングによる利用状況の検証、計画見直しを行います。

■対象者　障害児通所支援を利用する障害児

３　日常生活の支援

◇　地域相談支援

・地域移行支援

■内　容　居住確保や、地域における生活に移行するための活動に関する相談及び障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

■対象者　障害者支援施設等に入所している障害者、精神科病院に入院している精神障害者等、地域生活への移行のための支援が必要と認められる人

・地域定着支援

■内　容　常時の連絡体制を確保し、障害の特性によって生じた緊急の事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等を行います。

■対象者　居宅において単身で生活する障害者及び家庭の状況等により同居家族による支援を受けられない障害者。ただしグループホーム及び宿泊型自立訓練の利用者は除きます。

◇　自立生活援助

■内　容　居宅における自立した日常生活を営むために、定期的な訪問等による相談や、関係機関との連絡調整等を行います。

■対象者　障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者。または居宅において単身で生活する障害者及び家庭の状況等により、同居家族による支援を受けられない障害者

障害児通所支援給付サービス

サービスによって窓口が異なります。まずは市役所障害福祉課へお問い合わせください。

利用者負担については、「障害福祉サービス・障害児通所支援給付サービスの利用者負担など」（Ｐ１５）を、事業所はＰ６５～P６７をご覧ください。

◇　児童発達支援

■内　容　通所により、児童への日常生活における動作や集団生活への適応等に関する援助を行います。

■対象者　療育が必要と判断された未就学の障害児

◇　医療型児童発達支援

■内　容　医療型児童発達支援センターに通所し、治療を行うと共に、日常生活における動作や集団生活への適応等に関する援助を行います。

■対象者　肢体に障害があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と判断された障害児

◇　居宅訪問型児童発達支援

■内　容　居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

■対象者　重度の障害の状態その他これに準ずる状態（※）にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児

※① 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態

② 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態

◇　放課後等デイサービス・共生型放課後等デイサービス

■内　容　学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

■対象者　学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に在籍し、支援が必要と認められた障害児

◇　保育所等訪問支援

■内　容　保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

■対象者　保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園、その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児

障害福祉サービス・障害児通所支援給付サービスの利用者負担など

障害福祉サービス（Ｐ8～Ｐ13）及び障害児通所支援給付サービス（Ｐ14）は、原則として、利用した**サービス報酬基準額の１割**が利用者負担となります。ただし世帯の所得・収入に応じて利用者負担の軽減措置等があります。詳しくは障害福祉課までお問い合わせください。

■利用者負担額算定上の世帯の範囲

① １８歳以上の障害者（ただし入所施設を利用する１８歳・１９歳の障害者を除く）
⇒　本人と配偶者

② １８歳未満の障害児（ただし入所施設を利用する１８歳・１９歳の障害者及び障害児通所支援給付サービスを利用する障害者を含む）　⇒　障害児の保護者世帯

■利用者負担上限月額（定率負担分）

（1）１８歳以上の障害者（入所施設利用者及びグループホーム利用者を除く）
- 市民税課税世帯（所得割１６万円以上）　３７，２００円
- 市民税課税世帯（所得割１６万円未満）　９，３００円
- 市民税非課税世帯（生活保護世帯を含む）　０円

（2）グループホーム利用者及び２０歳以上の入所施設利用者
- 市民税課税世帯　３７，２００円
- 市民税非課税世帯（生活保護世帯を含む）　０円

（3）２０歳未満の入所施設利用者
- 市民税課税世帯（所得割２８万円以上）　３７，２００円
- 市民税課税世帯（所得割２８万円未満）　９，３００円
- 市民税非課税世帯（生活保護世帯を含む）　０円

（4）１８歳未満の障害児（障害児通所支援給付サービスを利用する障害者を含む）
- 市民税課税世帯（所得割２８万円以上）　３７，２００円
- 市民税課税世帯（所得割２８万円未満）　４，６００円
- 市民税非課税世帯（生活保護世帯を含む）　０円

■就学前児童の発達支援の無償化

対象期間：満３歳になった後の最初の４月から小学校入学までの３年間

対象事業：児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所、医療型障害児入所

■補足給付

（1）入所施設利用者の食費の負担を軽減します。
対象者　　市民税非課税世帯（生活保護を含む）の人

（2）グループホーム利用者の家賃の負担を軽減します。
対象者　　市民税非課税世帯（生活保護を含む）の人

※減免内容等、詳しくは障害福祉課にお問い合わせください。

■高額障害福祉サービス等給付費

障害福祉サービス費、補装具費、介護保険法に基づく居宅サービス、障害児通所支援、障害児入所支援に係る利用者負担の合算額が一定の額を超える場合に、超える部分に相当する額を支給（償還）します。

※詳しくは障害福祉課までお問い合わせください。

地域生活支援事業

障害福祉サービス、障害児通所支援給付サービス以外で、障害者の地域生活を支援するサービスとして、地域生活支援事業があります。この地域生活支援事業の各事業は、市町村ごとで内容を決定するため、事業の範囲や利用者負担などが市町村ごとに異なっています。

※地域生活支援事業にはサービスの他に、各種費用の助成等の事業があります（Ｐ２７～Ｐ２８参照）。

◇　相談支援事業

■内　容　障害者（児）や障害者（児）の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や各種サービスの申請支援、権利擁護のための支援、専門機関の紹介等、総合的な相談を行います。

■対象者　障害者（児）及びその家族

■利用料　無料

■事業所　下記の委託相談支援事業所

名　　称	所在地	電　話(上段) ＦＡＸ(下段)	備　考
木戸障害者相談支援センター	木戸 709	592-8022 592-8018	身体障害者、知的障害者、児童に対応
ブリッジ	真野二丁目 27-1	575-7858 575-7858	身体障害者、知的障害者、児童に対応
らん相談支援事業所	本堅田二丁目１９-３	080-3809-9107 574-7195	主として児童に対応
相談支援事業所ひびき	唐崎三丁目 1-15	578-5720 578-5740	主として知的障害者、児童に対応
精神障害者地域生活支援センター オアシスの郷	桜野町一丁目１０-５	510-5725 510-5726	主として精神障害者に対応
（やまびこ総合支援センター内） 生活支援センター	馬場二丁目 13-50	527-0486 527-0334	相談支援の総合的援助
障害者生活支援センターいるか	におの浜四丁目２-３３ 市立障害者福祉センター内	527-2355 527-2355	主として身体障害者に対応
相談支援事業所ひなた	中庄二丁目 2-11	525-9520 525-3290	主として知的障害者、児童に対応
Quocare	晴嵐一丁目 3-21	535-5852 575-3553	身体障害者、知的障害者、児童に対応
相談支援事業所ぐっど	大江三丁目 11-17	543-6288 572-6233	主として児童、知的障害者に対応
相談支援センターすまいる・らふ	大萱四丁目3-7	545-2525 545-2526	身体障害者、知的障害者、児童に対応
そうだんオフィス	大萱七丁目６-４３ 共生モール２階	536-5543 548-7860	身体障害者、知的障害者、精神障害者に対応
障がい児者相談センター みゅう	大萱七丁目６-４３ 共生モール２階	548-7444 548-7144	主として知的障害者、児童に対応
地域生活サポートセンター じゅぷ	一里山二丁目２-８	548-3511 548-3515	身体障害者、知的障害者、児童に対応

◇　訪問入浴サービス

■内　容　自宅浴槽で入浴することが困難な重度障害者に対し、自宅訪問の上、専用の浴槽を利用して入浴サービスを行います。

■対象者　６５歳未満の在宅の重度障害者（１８歳未満でも事情により対象となりますのでご相談ください）
※介護保険対象の人は、原則として介護保険サービスが優先されます。

■負担額　一回当たり５００円（生活保護世帯及び市民税非課税世帯は無料）

■窓　口　市役所障害福祉課

３　日常生活の支援

◇　施設入浴サービス

■内　容　自宅浴槽で入浴することが困難な重度障害者に対し、入浴介助できる浴槽を有する施設、病院等へ移送して入浴サービスを行います。

■対象者　６５歳未満の在宅の重度障害者（１８歳未満でも事情により対象となりますのでご相談ください）
※介護保険対象の人は、原則として介護保険サービスが優先されます。

■負担額　市民税非課税世帯：１回当たり５００円（送迎支援を受ける場合は、片道１００円の追加）
市民税課税世帯　：１回当たり 1,000 円（送迎支援を受ける場合は、片道１００円の追加）

■窓　口　市役所障害福祉課

◇　入院時意思疎通支援員派遣事業

■内　容　意思疎通が困難な障害者が入院する際に、病院の医療従事者との意思疎通を支援する者を派遣します。ただし、１日につき１２時間以内であって、原則として１カ月間を限度とします。
※予算の範囲内での派遣となり、派遣できない場合があります。
※重度訪問介護（P10 参照）を利用中の人は、同様のサービスを重度訪問介護の一環としてご利用いただける場合があります。詳しくは市役所障害福祉課にご相談ください。

■対象者　重度障害者であって、付き添う家族等がいない障害者（介護保険のみのサービス利用者を除く）

■窓　口　市役所障害福祉課

◇　手話通訳・要約筆記派遣事業

■内　容　聴覚障害者と健聴者との家庭生活・社会生活等におけるコミュニケーションが円滑に行われるよう手話通訳者又は要約筆記者を派遣します（原則として滋賀県内。ただし、営業活動等利用ができない場合があります）。

■対象者　大津市内に在住する聴覚障害者等

■窓　口　市役所障害福祉課

◇　盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

■内　容　聴覚及び視覚の両方に障害のある盲ろう者のコミュニケーションの円滑化と移動の支援のため、通訳・介助員を派遣します（原則として滋賀県内。ただし、営業活動等利用ができない場合があります）。

■対象者　１８歳以上の大津市内に在住する盲ろう者等

■窓　口　市役所障害福祉課

◇　代筆・代読支援員派遣事業

■内　容　字の読み書きが困難な障害者が家庭生活・社会生活等におけるコミュニケーションが円滑に行われるよう代筆・代読支援員を派遣します（ただし、営業活動等利用ができない場合があります）。

■対象者　大津市内に在住する視覚障害者等

■窓　口　市役所障害福祉課

◇　重度障害者大学等修学支援事業

■内　容　重度障害者が修学する大学等において、大学等が必要な支援体制を構築するまでの間において、大学等への通学及び大学敷地内での修学に必要な支援を提供し、障害者の社会参加を促進します。

■対象者　大学等に修学する重度障害者（重度訪問介護対象者）

■窓　口　市役所障害福祉課

大津市重度障害者
大学等修学支援事業実施要綱

◇　移動支援事業

■内　容　障害者（児）の社会的不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時の移動をヘルパーが支援します。ただし経済活動や通学、通所等の通年にわたる定例的な外出は対象外です。

- 個別支援　　個別の支援で月３０時間が上限
- グループ支援　　複数の障害者が同時に支援を受ける支援で月５回が上限
- 車両移送型支援　車での支援で月５時間が上限

■対象者　① 全身性障害者及び全身性障害者に準ずる人

※「全身性障害者」…両上肢、両下肢のいずれにも障害があって、身体障害者手帳１級の人
「全身性障害者に準ずる者」…上肢及び下肢のいずれにも障害があって、身体障害者手帳の下肢又は体幹が１級から３級の人

② 視覚障害者（グループ支援のみ）
③ 知的障害者
④ 精神障害者

移動支援事業所一覧

※上記対象者に該当する場合でも、介護保険、障害福祉サービス対象者はそちらが優先されます。

■利用料　委託単価の１割相当額（個別支援、グループ支援については、生活保護世帯及び市民税非課税世帯は無料）

※車を利用した移動支援の場合、事業所の道路運送法上の許可等を受けた移送料金が別途必要になる場合があります。

■事業所　移動支援事業所として、市と委託契約を締結した事業所

■利用方法　市役所障害福祉課に申請し、利用決定を受けた後、事業所を選んで利用できます。

◇　日中一時支援事業

■内　容　障害者（児）の介護を行う人の一時的休息や就労支援などのために、日中において一時的な障害者（児）の活動の場を提供します。

■対象者　障害者（児）

■利用料　委託料単価の１割（重度加算費を除く）
生活保護世帯及び市民税非課税世帯は無料

日中一時支援事業所一覧

■事業所　日中一時支援事業所として、市と委託契約を締結した事業所

■利用方法　市役所障害福祉課に申請し、利用決定を受けた後、事業所を選んで利用できます。

◇　地域活動支援センター事業

■内　容　創作的活動や生産活動の機会の提供、地域社会との交流促進などの活動を行う地域活動支援センターがあります。

① 地域活動支援センターⅠ型
精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域資源の活用、連携及びボランティア育成、障害の理解促進などを行います。
・オアシスの郷　　大津市桜野町一丁目１０－５　　電　話　０７７－５１０－５７２５

② 滋賀型地域活動支援センター
薬物依存症などの利用者が利用する地域活動支援センター
・びわこダルク　　大津市丸の内町８－９　　電　話　０７７－５２１－２９４４

■対象者　障害者

難病等の方へのサービス

障害者手帳をお持ちでなくても、難病（障害者総合支援法の対象となる難病）の人は、障害福祉サービスの対象となります。

■対象疾患

令和３年 11 月１日に 361 疾患から 366 疾患となりました。

対象疾患の一覧は、厚生労働省のホームページからご確認いただけます。

対象疾患一覧
（令和３年 11 月～）

■対象となるサービス

① 障害福祉サービス（P8～P１３）

② 障害児通所支援給付サービス（P１４）

③ 補装具費・日常生活用具（P２０～P２５）

※症状や年齢などの要件により対象とならない場合があります。詳しくは市役所障害福祉課までお問合わせください。

※原則的に介護保険制度が優先するため、同サービスを受けていない人が対象となります。

介護保険

65 歳以上で介護サービスを必要とする人は、介護保険制度における介護保険要介護（要支援）認定の申請をしてください。40～64 歳で、下記の「特定疾病」によって介護が必要な人も、介護保険制度の利用ができる場合がありますので、要介護（要支援）認定の申請をご相談ください。

■窓　口　市役所介護保険課　電　話　077－528－2753　FAX　077－526－8382

【特定疾病】

①がん末期（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）②関節リウマチ　③筋萎縮性側索硬化症　④後縦靭帯骨化症　⑤骨折を伴う骨粗鬆症
⑥初老期における認知症　⑦パーキンソン病関連疾患　⑧脊髄小脳変性症　⑨脊柱管狭窄症
⑩早老症　⑪多系統萎縮症　⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
⑬脳血管疾患　⑭閉塞性動脈硬化症　⑮慢性閉塞性肺疾患
⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

■障害福祉サービス等との優先関係

下記の介護保険サービスが受けられる場合は、原則として介護保険が優先します。

《居宅サービス》・訪問介護　・訪問入浴介護　・通所介護　・短期入所生活介護　など

※介護度によって、利用上限額が定められています。１割、２割又は３割の自己負担が必要になります。

《福祉用具の貸与》・歩行補助杖　・歩行器　・車いす　・特殊寝台、付属品　・移動用リフト　など

※介護度によっては、対象外となるものがあります。１割、２割又は３割の自己負担が必要になります。

《福祉用具の購入》・腰掛便座　・入浴補助用具　・移動用リフトの吊り具の部分　など

※１年間につき１人当たり１０万円を上限とします。１割、２割又は３割の自己負担が必要になります。

《住宅改修》・手すりの取り付け　・段差の解消　・洋式便器などへの便器の取替え
・引き戸などへの扉の取替え　・滑りの防止、移動の円滑化などのための床材の変更　など

※１人当たり２０万円を上限とします。１割、２割又は３割の自己負担が必要になります。

４ 福祉用具

生活に必要な福祉用具を給付します。
障害福祉にかかる福祉用具は補装具（Ｐ２０～２１）、日常生活用具（Ｐ２１～Ｐ２５）に分けられます。
また、他に小児慢性特定疾患児童を対象とした日常生活用具の給付事業があります（Ｐ２６）。

補装具

身体上の障害を補うための用具の交付、借受け又は修理にかかる費用（補装具費）を支給します。

■補装具の種類

障害の別	主なもの	機　能　等
肢体不自由	義肢（義手・義足）	手足の機能を補完するための人工的な手足
	装具（上肢・下肢・靴形など）	四肢や体幹の機能障害の軽減を目的とする補助用具
	車いす	歩行困難な者が移動に利用するもの。普通型・手押し型など
	電動車いす	バッテリーを電源とし、モーターで動く車いす。普通型・簡易型など
	歩行補助つえ	歩行を補助するもので、松葉杖や多点つえ、肘の下が固定されぐらつきにくいもの（ロフストランドクラッチ）など
	歩行器	六輪型、四輪型など歩行を補助するための機器で、安定した姿勢保持と転倒の防止のためのもの
	座位保持いす	姿勢を保持するのが困難な方が座った体勢を維持するためのもの
視覚障害	眼鏡	矯正眼鏡・弱視眼鏡・遮光眼鏡など
	安全つえ	普通用や携帯用など
聴覚障害	補聴器	ポケット型・耳掛け型・耳あな型などがあり、身体障害者手帳の等級及び生活状況により、支給できる種類が決まっています
	人工内耳用音声信号処理装置（修理）	「人工内耳用音声信号処理装置（標準型や残存聴力活用型）」の修理のみ対象です。他機器の交換や修理は対象外となります（人工内耳用電池は日常生活用具参照）。
重度の肢体不自由及び音声・言語障害	意思伝達装置	手の指先、足、目のまばたきなどでスイッチを操作して、短文の選択や、文字をひろって文章の作成ができる装置
難病患者等	車いす・意思伝達装置	医師の診断書等が必要となる場合があります

■耐 用 年 数　　品目ごとに耐用年数が定められています（例　車いす　６年、補聴器　５年）。
　　耐用年数内は原則として再交付しません。

■本人負担額　　・市民税課税世帯は１割負担（ただし 37,200 円が負担上限月額）
　　・市民税非課税世帯は無料（生活保護世帯を含む）

■窓　　口　　市役所障害福祉課

４　福祉用具

※事前に申請されたものに限ります。また、補装具費の支給決定のあった月の属する年度（補装具の購入等のあった月が４月から６月までの間にあっては、前年度）分の市民税所得割の額が４６万円以上の世帯は給付対象外となります。

なお、補装具費の支給額には上限金額が設定されていますので、個別にお問い合わせください。

◆軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

補装具費の支給対象とならない１８歳未満児童に、補聴器の購入費等の助成を行います。

※詳しくは障害福祉課までお問い合わせください。

日常生活用具

日常生活の便宜を図るため、次の表の用具を給付又は貸与します。

■耐 用 年 数　品目ごとに耐用年数が定められています（例　吸引器 ５年）。
耐用年数内は原則として再交付しません。詳しくはお問い合わせ下さい。

■本人負担額　市民税課税世帯は１割負担（ただし37,200 円が負担上限月額）
市民税非課税世帯は無料（生活保護世帯を含む）

■窓　　口　市役所障害福祉課

※事前に申請されたものに限ります。また、日常生活用具の給付決定のあった月の属する年度（日常生活用具の給付等のあった月が４月から６月までの間にあっては、前年度）分の市民税所得割の額が４６万円以上の世帯は給付対象外となります。

なお、日常生活用具の給付額には上限金額が設定されていますので、個別にお問い合わせください。

■日常生活用具の表

種　目	品　目	性能・例	対　象　者	
			年齢要件	対　象　要　件
介護・訓練支援用具	特殊寝台	身体の角度を個別に調整できるベッド	18 歳以上	下肢又は体幹機能障害２級以上 寝たきりの状態である難病患者(児)
	移動用リフト(住宅改修を伴うものを除く)	人を持ち上げ移動させるリフト	原則３歳以上	下肢又は体幹機能障害２級以上 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者(児)
	訓練いす	テーブル付きのいす等	原則 ３ 歳以上 18 歳未満	下肢又は体幹機能障害２級以上
	訓練用ベッド	腕又は脚の訓練のできるベッド	原則学齢児以上	下肢又は体幹機能障害２級以上 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者(児)
	特殊マット	床ずれの防止、失禁等による汚染又は損耗を防止できるマット	原則３歳以上	療育手帳の障害の程度が重度又は最重度、下肢又は体幹機能障害１級以上(障害児は ２ 級以上)で常時介護を要する者に限る 寝たきりの状態である難病患者(児)
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもの	原則学齢児以上	下肢又は体幹機能障害１級以上(常時介護を要する者に限る) 自力で排尿できない難病患者(児)

種　目	品　目	性能・例	対　象　者	
			年齢要件	対　象　要　件
介護・訓練支援用具	入浴担架	障害者（児）を担架に乗せたまま入浴可能なリフト	原則３歳以上	下肢又は体幹機能障害 ２ 級以上であって、入浴に介助を要する者
	体位変換器	空気パッド等により体位変換できるクッション等	原則学齢児以上	下肢又は体幹機能障害２級以上(下着交換等に介助を要する者に限る) 寝たきりの状態である難病患者(児)
自立生活支援用具	入浴補助用具 (住宅改修を伴うものを除く)	入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽用すのこ等	原則３歳以上	下肢又は体幹機能障害であって、入浴に介助を要する者 入浴に介助を要する難病患者(児)
	便器 (住宅改修を伴うものを除く)	和式トイレの上に置いて腰掛け式に変換するもの等	原則学齢児以上	下肢又は体幹機能障害２級以上 常時介護を要する難病患者(児)
	頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	原則学齢児以上	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害 療育手帳の障害の程度が重度又は最重度で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者
	T 字状・棒状つえ	一本つえ	原則学齢児以上	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害
	移動・移乗支援用具 (住宅改修を伴うものを除く)	手すり、スロープ等	原則３歳以上	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を要する者 下肢が不自由な難病患者(児)
	特殊便器 (住宅改修を伴うものを除く)	温水温風がでるトイレ	原則学齢児以上	療育手帳の障害の程度が重度又は最重度で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者及び上肢機能障害２級以上 上肢機能に障害のある難病患者(児)
	火災警報器	火災を感知し、音又は光によって知らせる警報	―	療育手帳の障害の程度が重度又は最重度の者及び身体障害 ２ 級以上の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な者で、障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 火災の発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみで構成される世帯又はこれに準ずる世帯に属する難病患者(児)
	自動消火器	火災を感知し、自動的に消火液を噴射するもの		
	電磁調理器	火を使わない調理器	18 歳以上	療育手帳の障害の程度が重度又は最重度の者及び視覚障害２級以上で視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害者用信号機の点灯時間を通常より長くする装置	原則学齢児以上	視覚障害２級以上
	聴覚障害者用屋内信号装置	チャイム、電話、アラームの音を光等に変換する装置等	18 歳以上	聴覚障害２級以上で聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者

4　福祉用具

種　目	品　目	性能・例	対　象　者	
			年齢要件	対　象　要　件
在宅療養等支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	原則３歳以上	腎臓機能障害３級以上で自己連続携行式腹膜灌流法による透析療法を行う者
	ネブライザー(吸入器)	障害者(児)が容易に使用できるもの	原則学齢児以上	呼吸器機能障害３級以上、又は同程度の身体障害者であって必要と認められる者 呼吸機能に障害のある難病患者(児)
	電気式たん吸引器	障害者(児)が容易に使用できるもの		
	酸素ボンベ運搬車	障害者(児)が容易に使用できるもの	18歳以上	医療保険における在宅酸素療法を行う者
	視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害者(児)が容易に使用できるもの	原則学齢児以上	視覚障害２級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
	視覚障害者用体重計	視覚障害者が容易に使用できるもの	原則18歳以上	視覚障害２級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
	視覚障害者用音声血圧計	視覚障害者が容易に使用できるもの	原則学齢児以上	視覚障害２級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
	排痰補助装置(ただし排痰補助装置のレンタルに要する経費の一部を助成するものとする)	咳介助を行えるもの	―	重度の脳性麻痺等により、自力での排痰が困難な身体障害者又は身体障害児で、常時排痰を行う必要がある者
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	動脈血中の酸素飽和度を測定できるもの	―	呼吸機能障害又は心臓機能障害の程度が３級以上の者で在宅酸素療法を行っている者若しくは人工呼吸器の装着が必要な者 人工呼吸器の装着が必要な難病患者(児)
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	ことばを音声又は文章に変換する装置等	原則学齢児以上	音声言語機能障害又は肢体不自由であって、発声・発語に著しい障害を有する者
	情報・通信支援用具	障害者(児)向けのパソコン周辺機器やソフト(パソコン本体は除く)及び地デジ対応ラジオ	原則学齢児以上	視覚障害２級以上又は上肢機能障害２級以上の者で、情報機器の使用により社会参加が見込まれ、かつ本用具によりパソコン操作が可能になる者
	点字ディスプレイ	パソコンの画面情報を点字等により示すことができるもの	18歳以上	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害(原則として視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級)の身体障害者であって、必要と認められる者
	点字器	障害者が容易に使用できるもの	18歳以上	視覚障害
	点字タイプライター	障害者が容易に使用できるもの	―	視覚障害２級以上(本人が就労しているか、就労が見込まれる者に限る)

種　目	品　目	性能・例	対　象　者	
			年齢要件	対　象　要　件
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害者(児)が容易に使用できるもの	原則学齢児以上	視覚障害２級以上
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	文字情報等を読み取り、音声に変換できるもの	学齢児以上に限る	視覚障害２級以上
	視覚障害者用拡大読書器	文字等を拡大してモニターに映し出せるもの	学齢児以上に限る	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者
	視覚障害者用時計	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18歳以上	視覚障害２級以上(音声時計は、手指の触感に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする)
	聴覚障害者用通信装置	ＦＡＸ	原則学齢児以上	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者(児)用番組に字幕及び手話通訳の映像を合成でき、かつ災害時の緊急信号を受信するもの	―	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者
	人工内耳用電池	人工内耳に使用できる空気亜鉛電池	―	聴覚障害者（児）であって、人工内耳を装用しているもの
	人工喉頭	笛式・電動式で音を発するもの	―	人工喉頭、音声・言語機能障害者であって、無喉頭、発声筋、発声筋麻痺等により、音声を発することが困難な者
	福祉電話(貸与)	障害者が容易に使用できるもの	18歳以上	聴覚障害者又は外出困難な身体障害者(原則として１・２級)であって、コミュニケーション・緊急連絡等の手段として必要性が認められる者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)で、かつ所得税非課税世帯に属する者 ※ファックスは、電話では意思疎通が困難な者
	ファックス(貸与)※			
	点字図書	点字により作成された図書	―	主に、情報の入手を点字によって行っている視覚障害者

４　福祉用具

種　目	品　目	性能・例	対　象　者	
			年齢要件	対　象　要　件
排泄管理支援用具	ストマ用具 (尿路系・消化器系)	障害者が容易に使用できるもの	—	ストマ造設
	紙おむつ等	障害者(児)が容易に使用できるもの	３歳以上	膀胱又は直腸機能障害を有するものでストマ用装具の装着が困難な者又は先天性疾患や脳原性運動機能障害により高度の排尿・排便機能障害があり、かつ排尿・排便の意思表示が困難なもの
	紙おむつ券	障害者(児)が容易に使用できるもの	３歳以上 ６５歳未満	身障手帳２級以上又は療育手帳Ａ若しくは精神障害保健福祉手帳１級で認知症の診断を受けている者で常時紙おむつが必要と認められる者(ただし前項の紙おむつの給付を受けている者を除く)
	収尿器	障害者(児)が容易に使用できるもの		高度の排尿機能障害
住宅改修費	居宅生活動作補助用具 (住宅改修を伴うもの)	手すりの設置、スロープの設置、扉の取替え、トイレの取替え等	学齢児以上に限る	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する者であって、障害等級が３級以上(ただし特殊便器への取替えをする場合は上肢機能障害２級以上) 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者(児)

ありがとう

小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付

この事業は、在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もって福祉の増進を図ることを目的としています。

■対　象　者　次の要件を全て満たす者

- 大津市内に住所を有する者
- 小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている者
- 在宅の者
- 障害者総合支援法の施策の対象とならない者

■対象種目等

種　　目	対　象　者
便器	常時介助を要する者
特殊マット	寝たきりの状態にある者
特殊便器	上肢機能に障害のある者
特殊寝台	寝たきりの状態にある者
歩行支援用具	下肢が不自由な者
入浴補助用具	入浴に介助を要する者
特殊尿器	自力で排尿できない者
体位変換器	寝たきりの状態にある者
車いす	下肢が不自由な者
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者
クールベスト	体温調節が著しく難しい者
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者
ストマ用具（消化器系）	人工肛門を造設した者
ストマ用具（尿路系）	人工膀胱を造設した者
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者

■自 己 負 担　　当該児童の生計を一にする扶養義務者について、その市民税等の課税の有無により決定

■窓　　口　　市役所障害福祉課

※詳しくは障害福祉課までお問い合わせください。

５ 助成・手当・年金

各種の費用に対して、助成制度や手当、年金等の制度があります。

住宅改造費用の助成

在宅重度障害者の日常生活を容易にするため、既存の住宅における便所・風呂等を特別に障害者向けに改造する場合、その改造費の一部を助成します（ただし工事着手前に申請し、決定を受けたものに限ります。申請から決定までに２～３週間かかります）。

長寿政策課の小規模住宅改造経費助成との併用はできません。

また、介護保険の住宅改修、日常生活用具の住宅改修費助成の対象となる人は、それらの制度（対象額上限　２００，０００円）からの優先利用となります。

■対象者　原則６５歳未満で、次のいずれかに該当する人

① 身体障害者手帳（肢体不自由１・２級又は視覚障害１・２級）所持者

② 療育手帳Ａ所持者

③ 上記の①、②の人が共同住宅に居住している場合、その共同住宅等の設置者

※ただし本人又は配偶者及び扶養義務者の前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、特別障害者手当の所得制限限度額（Ｐ３２参照）を超えないこと。

■助成額　対象費用の１／２以内（限度額は下記のとおり）

介護保険の住宅改修、日常生活用具の住宅改修費給付の対象者　２５０，０００円

上記以外の人　３５０，０００円

■窓　口　市役所障害福祉課

自動車改造費用の助成

重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車を改造する経費の一部を助成します。（ただし改造前に申請し、決定を受けたものに限ります。申請から決定までに２～３週間かかります）

■対象者　次のいずれかに該当する人

① 重度の上肢、下肢又は体幹機能障害の身体障害者手帳を所持し、就労等に伴い自らが所有し運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある人

② 身体障害者手帳（下肢機能障害、体幹機能障害又は、脳原性移動機能障害において１・２級）を所持し、通学、通院、通所若しくは生業のため、自ら又は生計を同一にする人が、所有する自動車に、車いすの昇降装置、固定装置等の移動介護装置を装着、改造する必要がある人

※ただし、本人又は配偶者及び扶養義務者の前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、特別障害者手当の所得制限限度額（Ｐ３２参照）を超えないこと。

■助成額　対象となる改造費用（上限５０，０００円）

■窓　口　市役所障害福祉課

自動車運転免許取得費用の助成

身体障害者が自動車の普通自動車運転免許を取得するため、教習所において訓練を受ける場合、取得に要する費用の一部を助成します（ただし教習所入所前に申請し、受給資格の確認を受けたものに限ります。申請から受給資格の確認までに２～３週間かかります）。

■対象者　　身体障害者手帳１～４級
※上記以外であっても障害が肢体不自由で、その障害のために自動車を改造する必要がある人

■助成額　　対象費用の３分の２以内（上限５０，０００円）

■窓　口　　市役所障害福祉課

点字新聞購読料の助成

点字新聞による情報取得が必要な視覚障害者に対し、点字新聞の購読料の一部を助成します。

■対象者　　身体障害者手帳（視覚障害）を有する人

■内　容　　１世帯につき年間１４，０００円以内

■窓　口　　市役所障害福祉課

特別児童扶養手当

２０歳未満の在宅の中度以上の心身障害児を監護している父又は母（主たる生計者）若しくは父母に代わって児童を養育している方に対し、手当が支給されます。※4カ月分まとめて４・８・１２月に支給します。

手当を受給されるに当たっては、事前に申請が必要です。申請に際しては、診断書等が必要になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

■対 象 者　　障害の程度が次のいずれかに該当する２０歳未満の児童を監護している保護者

〈１級〉　身体障害者手帳１・２級程度の身体障害者又は療育手帳の判定が重度（Ａ）程度の知的障害者又は同程度の精神障害のある人等（別表１級に該当）

〈２級〉　身体障害者手帳３級程度及び下肢障害４級の一部の身体障害者、療育手帳の判定が中度（Ｂ1）程度の知的障害者又は同程度の精神障害のある人等（別表２級に該当）

※障害認定診断書（所定の用紙）の提出が必要な場合があります。

■支給制限　次の場合は、手当を受けることができません。

① 児童、父又は母若しくは養育者が日本国内に住んでいない場合

② 児童が障害を支給事由とする公的年金を受給している場合

③ 児童が施設に入所している場合

※対象者やその扶養義務者について所得による支給制限があります（Ｐ３２参照）。

■手 当 額　１級　月額５３，７００円　２級　月額３５，７６０円（令和５年４月改定）

■窓　　口　市役所障害福祉課

5　助成・手当・年金

■対象者の障害程度（下記のいずれかに該当するもの）

別表１級（重度障害）

1　視力の良い方の眼の視力が０．０３以下のもの
2　視力の良い方の眼の視力が０．０４かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
3　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／４視標による周辺視野角度の和がそれぞれ８０度以下かつⅠ／２視標による両眼中心視野角度が２８度以下のもの
4　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が７０点以下かつ両眼中心視野視認点数が２０点以下のもの
5　両耳の聴力レベルが１００デシベル以上のもの
6　両上肢の機能に著しい障害を有するもの
7　両上肢の全ての指を欠くもの
8　両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
9　両下肢の機能に著しい障害を有するもの
10　両下肢を足関節以上で欠くもの
11　体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
12　1 から 11 までに掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が 1 から 11 までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
13　精神の障害であって 1 から 12 までと同程度以上と認められる程度のもの
14　身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が 1 から 13 までと同程度以上と認められる程度のもの

別表２級（中度障害）

1　視力の良い方の眼の視力が０．０７以下のもの
2　視力の良い方の眼の視力が０．０８かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
3　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／４視標による周辺視野角度の和がそれぞれ８０度以下かつⅠ／２視標による両眼中心視野角度が５６度以下のもの
4　求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、Ⅰ／２の視標で両眼の視野がそれぞれ５度以内におさまるもの
5　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
6　両耳の聴力レベルが９０デシベル以上のもの
7　平衡機能に著しい障害を有するもの
8　そしゃくの機能を欠くもの
9　音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
10　両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
11　両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
12　一上肢の機能に著しい障害を有するもの
13　一上肢の全ての指を欠くもの
14　一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
15　両下肢の全ての指を欠くもの

16　一下肢の機能に著しい障害を有するもの
17　一下肢を足関節以上で欠くもの
18　体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
19　1 から 18 までに掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が 1 から 18 までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
20　精神の障害であって、1 から 19 までと同程度以上と認められる程度のもの
21　身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が 1 から 20 までと同程度以上と認められる程度のもの

障害程度の要件について、詳しくはお問い合わせください。

特別児童扶養手当について

障害児福祉手当

２０歳未満（おおむね３歳以上から）の在宅の重度心身障害児で日常生活活動が著しく制限され介護を要する状態の人に対し、手当が支給されます。※3カ月分まとめて２・５・８・１１月に支給します。

（障害厚生年金等定められた年金を受給している人や福祉施設に入所中の人は除外されます。）

手当を受給されるに当たっては、事前に申請が必要です。申請に際しては、診断書等が必要になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

■支給制限　　障害者本人やその扶養義務者等について所得による支給制限があります（Ｐ３２参照）。
■手 当 額　　月額　１５，２２０円（令和５年４月改定）
■窓　　口　　市役所障害福祉課
■対象者の障害程度（下記のいずれかに該当するもの）

①　視力の良い方の眼の視力が０．０２以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が０．０３以下のもの、若しくは視力の良い方の眼の視力が０．０４かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものであり、かつ、両眼による視野が２分の１以上欠損したもの
②　両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
③　両上肢の機能に著しい障害を有するもの
④　両上肢の全ての指を欠くもの
⑤　両下肢の用を全く廃したもの
⑥　両大腿を２分の１以上失ったもの
⑦　体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
⑧　①から⑦までに掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が①から⑦までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
⑨　精神の障害であって、①から⑧までと同程度以上と認められる程度のもの
⑩　身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が①から⑨までと同程度以上と認められる程度のもの

障害程度の要件について、詳しくはお問い合わせください。

障害児福祉手当について

特別障害者手当

２０歳以上の在宅の重度障害者で日常生活において常時、特別の介護を必要とする状態の人に対し、手当が支給されます。※3カ月分まとめて２・５・８・１１月に支給します。

（福祉施設に入所中の人や、病院に3カ月以上入院している人は除外されます。）

手当を受給されるに当たっては、事前に申請が必要です。申請に際しては、診断書等が必要になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

■支給制限　障害者本人やその扶養義務者等について所得による支給制限があり、一定限度額以上の所得がある場合は支給停止となります（Ｐ３２参照）。

■手 当 額　月額　２７，９８０円（令和5年4月改定）

■窓　　口　市役所障害福祉課

■対象者の障害程度（下記のいずれかに該当するもの）

Ⅰ　表１の①から⑦までに規定される身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が２つ以上存するもの

Ⅱ　表１の①から⑦までに規定される身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が１つ存し、かつそれ以外の障害で表２に規定する障害が２つ以上存するもの

Ⅲ　表１の③から⑤までに規定される身体の機能の障害が１つ存し、かつ当該障害以外の上肢･下肢･体幹のいずれかの障害を併せもつことによって、日常生活に常時特別の介護を必要とするもの

Ⅳ　表１の⑥又は⑦に規定する病状又は精神の障害が１つ存し、それが特に重度（例えば、絶対安静を要する状態）であるため、日常生活に常時特別の介護を必要とするもの

表１

① 視力の良い方の眼の視力が0．０３以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0．０４かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
② 両耳の聴力レベルが１００デシベル以上のもの
③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
④ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
⑤ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が①から⑤までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
⑦ 精神の障害であって、①から⑥までと同程度以上と認められる程度のもの

表２

① 視力の良い方の眼の視力が0．０７以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0．０８かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
② 両耳の聴力レベルが９０デシベル以上のもの
③ 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
④ そしゃく機能を失ったもの
⑤ 音声又は言語機能を失ったもの
⑥ 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
⑦ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢の全ての指を欠くもの若しくは一上肢の全ての指の機能を全廃したもの
⑧ 一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の２分の１以上で欠くもの
⑨ 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
⑩ ①から⑨までに掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が①から⑨までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
⑪ 精神の障害であって、①から⑩までと同程度以上と認められる程度のもの

障害程度の要件について、詳しくはお問い合わせください。

特別障害者手当について

手当の所得制限

■特別児童扶養手当　（単位:円）

扶養親族等の人数	本人 所得制限限度額	扶養義務者・配偶者 所得制限限度額
０人	4,596,000	6,287,000
１人	4,976,000	6,536,000
２人	5,356,000	6,749,000
３人	5,736,000	6,962,000
４人	6,116,000	7,175,000
５人	6,496,000	7,388,000

■障害児福祉手当・特別障害者手当（単位:円）

扶養親族等の人数	本人 所得制限限度額	扶養義務者・配偶者 所得制限限度額
０人	3,604,000	6,287,000
１人	3,984,000	6,536,000
２人	4,364,000	6,749,000
３人	4,744,000	6,962,000
４人	5,124,000	7,175,000
５人	5,504,000	7,388,000

※各種控除がありますので、詳しくはお問い合わせください。

児童扶養手当

児童扶養手当（児童の健やかな成長を願って支給される手当）は原則としてひとり親家庭が支給対象となりますが、父又は母が重度の障害者である場合、ひとり親家庭でなくても手当の支給を受けることができる可能性があります。

この手当を受けることができるかどうかは、市役所子ども家庭課にお問い合わせください。

■窓　口　　市役所子ども家庭課　　電　話　０７７－５２８－２６８６
ＦＡＸ　０７７－５２５－８７６７

障害基礎年金

■対 象 者　国民年金加入後の納付要件を満たしている被保険者又は２０歳になる前から障害のある人で障害の程度が国民年金法施行令に定められた１級又は２級に該当する人（身体障害者手帳等の等級とは認定基準が異なります）

■支給制限　２０歳になる前から障害のある人が受給する場合は受給者本人の所得による支給制限があり、一定限度額以上の所得のある人は支給停止となります。

■年 金 額　１級　年　９７２，２５０円　　２級　年　７７７，８００円　（令和４年度）

※障害基礎年金の受給者に生計を維持されている１８歳到達年度の末日までの間（心身障害のある場合は２０歳未満）の子がいるときは次の額が加算されます。

１人目、２人目　　１人につき　年　２２３，８００円
３人目以降　　〃　　年　　７４，６００円

■注意事項　① ６５歳を過ぎて障害の程度が、１級、２級に該当になった人は請求できません。
② ２０歳になる前から障害のある人は２０歳になったとき、請求ができます。その場合、２０歳の誕生日前後、早急に年金事務所又は保険年金課窓口にてご相談ください。

■窓　　口　大津年金事務所　　電　話　０７７－５２１－１１２６
市役所保険年金課年金係　電　話　０７７－５２８－２７５２
ＦＡＸ　０７７－５２５－８８８７

障害厚生年金

厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金の 1 級又は 2 級に該当する障害の状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。

また、障害の状態が２級に該当しない軽い程度の障害のときは３級の障害厚生年金が支給されます。

なお、初診日から５年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときには障害手当金（一時金）が支給されます（日本年金機構 HP より）。

■窓　口　　大津年金事務所　　電　話　０７７－５２１－１１２６

■ＵＲＬ　　https://www.nenkin.go.jp/（日本年金機構 HP）

心身障害者扶養共済制度

障害のある方を扶養している保護者が、自らの存命中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある人に終身一定額の年金を支給するものです。

■加入者　　６５歳未満で次の障害者を現に扶養しており、特別の疾病または障害がなく、健康な状態であるもの

（１）身体障害者（身体障害者手帳１～３級）

（２）知的障害者

（３）精神又は身体に永続的な障害のある人（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、その障害の程度が（１）又は（２）と同程度と認められるもの

■掛　金　　加入時の年齢により１口につき9，３００円～２３，３００円（所得による減免もあります）

■年　金　　１口加入　月額　２０，０００円

２口加入　月額　４０，０００円

■窓　口　　滋賀県手をつなぐ育成会　　電　話　077-523-3052　　ＦＡＸ　077-523-3052

滋賀県身体障害者福祉協会　　電　話　077-565-4832　　ＦＡＸ　077-564-7641

介護料支給制度

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害があるため、日常生活動作について常時又は随時の介護が必要となった方に支給されるものです。

介護料の支給を受けるためには申請が必要です。詳しくは下記窓口へお問い合わせください。

（HP でも詳しくご覧いただけます。https://www.nasva.go.jp/sasaeru/kaigoryo.html）

■支給金額　月額　３６，５００円　～　２１１，５３０円

※「認定等級」及びその月の介護に要した費用により支給金額が異なります。

■支給制限　介護保険法の規定による介護給付等介護料に相当する給付を受けている方、当該機構が定める特定の施設に入院・入所されている方は支給されません。また、主たる生計維持者の所得による支給停止があります。

■窓　口　　独立行政法人自動車事故対策機構滋賀支所

電話　０７７－５８５－８２９０　　ＦＡＸ　０７７－５８５－８２９１

６　税金の控除・公共料金割引

税金や各種料金の割引制度があります。

税金の控除

各種税金が控除される場合があります。詳しくは各担当窓口へお問い合わせください。

税の種類	内　　容	金　　額	窓　　口
市民税・県民税	障害者控除（本人、同一生計配偶者又は扶養親族が心身障害者の場合）	所得控除　　２６万円	市役所市民税課
	特別障害者控除（上記の障害者が重度である場合）	所得控除　　３０万円	
	扶養親族が同居の特別障害者である場合	所得控除　　５３万円	
	前年所得が１３５万円以下の障害者	非課税	
所得税	障害者控除（本人、同一生計配偶者又は扶養親族が心身障害者の場合）	所得控除　　２７万円	税　務　署
	特別障害者控除（上記の障害者が重度である場合）	所得控除　　４０万円	
	扶養親族が同居の特別障害者である場合	所得控除　　７５万円	
相続税	相続人が障害者である場合	相続人が８５歳になるまでの１年につき１０万円	
	相続人が特別障害者である場合	相続人が８５歳になるまでの１年につき２０万円	
贈与税	特定障害者（特別障害者及び精神に障害があり一定の要件を満たす者）に対して、生前に財産の贈与を行なう場合	６千万円以下の財産を信託銀行に供託する等、一定の条件のもとに非課税（特別障害者以外の特定障害者の場合は３千万円）	

■窓　口　　市役所市民税課　　電　話　０７７－５２８－２７２２　ＦＡＸ　０７７－５２４－４９４４
　　大 津 税 務 署　　電　話　０７７－５２４－１１１１

■障害者控除の対象者　　：身体障害者手帳３～６級、療育手帳Ｂ、精神障害者保健福祉手帳２・３級

■特別障害者控除の対象者：身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ、精神障害者保健福祉手帳１級

■医療費控除の確定申告、市民税・県民税の申告

本人及び生計を一にする配偶者やその他の親族のために１年間（１月１日～12 月 31 日）に支払った医療費等が、医療費の助成を受けたものを除き、10 万円又は（総所得金額等が２００万円未満の場合は、その５％相当額）を超えた場合、確定申告、又は市民税・県民税の申告をすれば医療費控除が受けられます。

※医療費控除の対象となるもの

ストマ用装具及びおむつ代も医療費控除の対象になる場合があります。その人の治療をしている医師が発行した「ストマ用装具使用証明書」「おむつ使用証明書」とその領収書が必要となります。詳しくは上記窓口にお問い合わせください。

自動車税・軽自動車税の減免

自動車税・軽自動車税には、取得時に納付する「環境性能割」と毎年納付する「種別割」の２種類があります。「環境性能割」に関することは、滋賀県自動車税事務所にお問い合わせください。

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人について、自分で運転する場合又はもっぱら障害者の通院・通学（通園）・通所・生業（通勤）のために生計を一にする人が運転する場合に、一定の要件を満たせば減免されます。減免の対象となる要件はそれぞれ異なります。詳細については、各窓口にお問い合わせください。

■自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の減免対象

種別割の減免は、１人の障害者について、自動車（軽自動車含む）１台に限ります。

減免申請の受付は、軽自動車税種別割又は、自動車税種別割のいずれか一方でしかできません。

■対象となる等級

１人の障害者に対していずれか１台が対象です。

障害の区分		障害の程度	
		身体障害者等本人が運転	生計を一にする人が運転
身体障害者手帳	視覚障害	１級～４級	１級～４級
	聴覚障害	２級、３級	２級、３級
	平衡機能障害	３級	３級
	音声機能障害	３級（喉頭摘出者のみ）	
	上肢不自由	１級、２級	１級、２級
	下肢不自由	１級～６級	１級～３級
	体幹不自由	１級～３級、５級	１級～３級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 上肢機能	１級、２級	１級、２級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 移動機能	１級～６級	１級～３級
	心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう・直腸 小腸機能障害	１級、３級	１級、３級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	１級～３級	１級～３級
	肝臓機能障害	１級～３級	１級～３級
療育手帳（知的障害者）		Ａ（Ａ１、Ａ２）	
精神障害者保健福祉手帳（精神障害者）		１級	

軽自動車税（種別割）

■窓　口／問合せ先　　大津市役所市民税課
電　話　０７７－５２８－２７０７　　ＦＡＸ　０７７－５２４－４９４４

・新規申請は、納税通知書発送日から納期限（開庁日により前後します）までの間のみ受け付けます。
対象となる人　　対象年度の賦課期日（４月１日）時点で対象等級の手帳が交付されている人
・毎年度、納期限までに減免申請が必要です（３月上旬頃に継続手続に関しての案内を送付します）。
・減免対象自動車の所有者は、原則として障害者本人又は生計を一にする人に限ります。
⇒ただし、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を有する人は、生計を一にする人が運転する場合のみ対象となります。
・身体障害者等と納税義務者又は運転者の住所が異なる場合は、市役所障害福祉課で生計同一証明書の交付を受けてください。
・減免額は、年税額に対して全額免除します。

■申請は、電子申請、郵便申請のほか市役所市民税課で受け付けます。支所では受け付けしていません。
詳しくは、納税通知書に同封の案内をご確認ください。

自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）

■窓　口／問合せ先　　滋賀県自動車税事務所　　守山市木浜町 2298 番地２
電　話　０７７－５８５－７２８８　　ＦＡＸ　０７７－５８５－７２９９
西部県税事務所　　大津市松本一丁目２番１号　（自動車税（種別割）のみ）
電　話　０７７－５２２－９８０５　　ＦＡＸ　０７７－５２６－００８５

・環境性能割は、自動車の登録後に減免することができません。登録と同時に申請してください。
・環境性能割の減免も、１人の障害者について自動車（軽自動車含む）１台に限ります。別の自動車（軽自動車含む）を所有し、減免を受けておられる状態では、申請できません。
・毎年度、納期限までに減免申請が必要です。（４月中旬ごろに継続手続に関しての案内を送付します）。
・減免を受けられる自動車の所有状況や使用状況についての条件があります。
・減免対象自動車の所有者は、原則として障害者本人に限ります
⇒ただし、生計を一にする人が運転する場合で、18 歳未満の身体障害者、精神障害者（1 級の方）、知的障害者（A の方）の場合は、生計を一にする人の名義でも申請できます。その場合、市役所障害福祉課で生計同一証明書の交付を受けてください。
・減免額には上限があります。

■減免申請の手続等については、滋賀県自動車税事務所又は西部県税事務所にお問い合わせください。

国民健康保険料の減免

納付義務者（世帯主）が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付され、その属する世帯の世帯主及び被保険者全員が当該年度市民税の所得割が非課税である世帯で、保険料の納付が困難な方は保険料の減免を受けることができる場合があります。詳しくは下記窓口へお問い合わせください。

■窓　口　市役所保険年金課管理賦課係　電話 077－528－2751　ＦＡＸ 077－525－8887

マル優・特別マル優

「マル優」とは「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」の通称、「特別マル優」とは、「障害者等の少額公債の利子の非課税制度」の通称です。「障害者等」とは、身体障害者手帳の交付を受けている人や障害年金を受けている人など一定の要件を満たす「障害者」と、寡婦年金や遺族年金を受けている妻など一定の要件を満たす「その他の人（妻）」をいいます。

対象要件、お手続き方法等の詳細につきましては、お取引のある各金融機関（銀行・郵便局等）窓口でお問い合わせください。

ＮＨＫ受信料の減免

種別	全額免除	半額免除
身体障害	●身体障害者手帳所持者のいる世帯で、かつ同居者全員（世帯分離されている場合でも同居者全員）が市町村民税非課税の場合	●視覚障害又は聴覚障害の身体障害者手帳所持者が世帯主かつ受信契約者の場合 ●重度（１級又は２級）の身体障害者手帳所持者が世帯主かつ受信契約者の場合
知的障害	●療育手帳所持者のいる世帯で、かつ同居者全員（世帯分離されている場合でも同居者全員）が市町村民税非課税の場合	●重度（A1 又は A2）の療育手帳所持者が世帯主かつ受信契約者の場合
精神障害	●精神障害者保健福祉手帳所持者のいる世帯で、かつ同居者全員（世帯分離されている場合でも同居者全員）が市町村民税非課税の場合	●重度（１級）の精神障害者保健福祉手帳所持者が世帯主かつ受信契約者の場合

■手続方法　① 市役所障害福祉課で手続きする場合

手帳と印鑑をご持参の上、当課にて申請書証明書欄に証明を受けた後、ＮＨＫ大津放送局へご提出ください。

② ＮＨＫ大津放送局で手続きする場合

手帳、印鑑と各種証明書類（※）をご持参の上、ＮＨＫ大津放送局で手続きしてください。なお、NHK のホームページ「受信料の窓口」のお申込みフォームに氏名・住所等を入力することで、免除申請書と専用の返信用封筒を取り寄せることもできます。詳しくは下記窓口へお問い合わせください。

※ＮＨＫで手続きする場合の各種証明書類

・全額免除：住民票（同居世帯全員用）、市民税非課税証明書（同居世帯全員分）

・半額免除：住民票（同居世帯全員用）

■窓　　口　ＮＨＫ大津放送局経営管理企画センター（開発グループ・受信料担当）

電　話 077−521−3083　ＦＡＸ 077−521−3086

携帯電話通話料等の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は、事前に携帯電話会社への申し込みをすることで、割引等のサービスを受けられる場合があります。

■窓　口　各携帯電話会社

ＮＴＴ無料番号案内（ふれあい案内）

NTT への事前登録をすることにより無料で電話案内を受けることができます。

※ふれあい案内の利用については、ＮＴＴ西日本及びＮＴＴの１０４をご利用いただける通信業者の回線（携帯電話含む）から、１０４をダイヤルした場合が対象となります。

■対象者　①　視覚障害の身体障害者手帳の所持者（１～６級）

②　肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）の身体障害者手帳の所持者（１、２級）

③　聴覚障害の身体障害者手帳の所持者（２級、３級、４級、６級）

④　音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害の身体障害者手帳の所持者（３級、４級）

⑤　療育手帳の所持者

⑥　精神障害者保健福祉手帳の所持者

■窓　口　ＮＴＴ西日本ふれあい案内担当

電　話　０１２０－１０４－１７４（平日9～17時、土・日・祝休日・年末年始を除く）

ＦＡＸ　０１２０－１０４－１３４

※ＦＡＸによるお問い合わせは、お名前、ＦＡＸ番号を用紙に記載し、ＦＡＸ送信してください。

公共施設の利用料の減免等

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者については、障害の程度等により、公共施設の窓口で手帳を提示していただくことで、利用料・使用料等の減免などが受けられる場合があります。

施設をご利用になる前に、減免等の対象となるか、各施設の窓口にお問合せください（一部、適用にならないものがあります）。

◆大津市歴史博物館　　電　話　０７７－５２１－２１００　　ＦＡＸ ０７７－５２１－２６６６

◆大津市科学館（展示ホール・プラネタリウム）

電　話　０７７－５２２－１９０７　　ＦＡＸ ０７７－５２２－２２９７

◆におの浜ふれあいスポーツセンター

電　話　０７７－５２７－３５５３　　ＦＡＸ ０７７－５２７－３５６６

◆伊香立市民プール　　電　話　０７７－５９８－３１９９

◆坂本市民プール　　電　話　０７７－５７８－８６６０

◆晴嵐市民プール　　電　話　０７７－５３７－４９９５

◆曽束市民プール　　電　話　０７７－５４６－５６１１

（オープン時期以外の連絡先はスポーツ課へ　電　話　０７７－５２８－２６３７）

◆雄琴臨水公園プール　　電　話　０７７－５７８－８６６１　※

皇子が丘公園プール　　電　話　０７７－５２６－３０８５

なぎさ公園プール　　電　話　０７７－５２７－３９６０　※

南郷公園プール　　電　話　０７７－５３７－４６０１　※

田上公園プール　　電　話　０７７－５４６－４６０９　※

唐橋公園プール　　電　話　０７７－５４５－２３５０　※

※オープン時期以外の連絡先は皇子が丘公園プールへ

7　交通に関するサービスと割引

交通に関するサービスや、各種割引があります。

タクシー料金割引

乗車時、身体障害者手帳又は療育手帳を提示することにより、料金が１０％割引されます。

精神障害者保健福祉手帳も対象となる場合があります。詳細は各タクシー事業者にお問い合わせください。

タクシー券

タクシー券５００円券を年間２８枚（四半期ごとに７枚）交付します。ただし、じん臓機能障害１級の手帳所持者は年間５６枚（四半期ごとに１４枚）交付します。

※タクシー料金割引と併用できます。

■対象者　次のいずれかを所持する、前年度の市民税が非課税世帯に属する人

① 身体障害者手帳１・２級　② 療育手帳Ａ　③ 精神障害者保健福祉手帳１級

※ただしガソリン券との併給はできません。

■窓　口　市役所障害福祉課

ガソリン券

ガソリン８ﾘｯﾄﾙ券（軽油の場合は１０ﾘｯﾄﾙ、ハイオクガソリンの場合は７ﾘｯﾄﾙ）を年間１２枚（月１枚）交付します。ただし、じん臓機能障害１級の手帳所持者は年間２４枚（月２枚）交付します。

■対象者　次のいずれかを所持する、前年度の市民税が非課税世帯に属する人

① 身体障害者手帳１・２級　② 療育手帳Ａ　③ 精神障害者保健福祉手帳１級

※ただしタクシー券との併給はできません。

※運転者は、本人又は本人を日常的に介護している人に限ります。

■窓　口　市役所障害福祉課

路線バス運賃の割引

身体障害者手帳又は療育手帳所持者がその手帳を提示することにより、普通運賃が５０％（県内区間の場合）割引されます。介護人又は付添人の割引、定期運賃の割引率についてはバス会社によって異なります。また、精神障害者保健福祉手帳所持者については、近江鉄道㈱、滋賀バス㈱、江若交通㈱、帝産湖南交通㈱、湖国バス㈱で５０％の割引を実施しています。詳細は各バス会社にお問い合わせください。

■県内乗入れ路線バス会社

近江鉄道㈱　滋賀バス㈱　江若交通㈱　帝産湖南交通㈱

京阪バス㈱　湖国バス㈱　京都バス㈱

比叡山鉄道の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者について、５０％割引されます。また、第１種の身体障害者手帳・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の１級の所持者については、本人と介護者（１人まで）が同乗のとき、それぞれ５０％割引となります。

京阪電鉄の割引

対象の身体障害者手帳、療育手帳所持者が介護者と同時に同区間の乗車券を購入し乗車される場合、各種乗車券が割引されます。本人単独で乗車される場合、割引はありません（ただし京阪線と JR 西日本線を通じて片道 101 ㎞以上単独で乗車する場合は割引されます）。

■対 象 者　身体障害者手帳又は療育手帳の所持者

■適用範囲

種　別	乗車券	対象者の区分	割　引　内　容
第１種 身体障害者手帳 療育手帳	普通券 回数券	本人が乳幼児の場合	本人無料、介護者は５割引
		上記以外の場合	本人、介護者ともに５割引
	定期券	本人が小児の場合	本人割引なし、介護者は５割引
		本人が乳幼児の場合	本人無料、介護者は５割引
		上記以外の場合	本人、介護者ともに５割引
第２種 身体障害者手帳 療育手帳	定期券	本人が小児の場合	本人割引なし、介護者は５割引
		本人が乳幼児の場合	本人無料、介護者は５割引
		上記以外の場合	割引なし

■窓　　口　各駅の乗車券販売窓口で手帳を提示してください。

ＪＲ旅客運賃の割引

■対 象 者　身体障害者手帳又は療育手帳の所持者

■適用範囲

種　別		乗車券	割　引　内　容
第１種 身体障害者手帳 療育手帳	単独で	普通券	片道１００ｋｍを超える利用のとき、５割引
	介護者つき	普通券	本人、介護者ともに５割引
		回数券	本人、介護者ともに５割引
		急行券	本人、介護者ともに５割引（特急券・グリーン券・寝台券などは除く）
		定期券	本人、介護者ともに５割引 ※本人が小児の場合は介護者のみ ※介護者に対しては通勤定期乗車券を発売
第２種 身体障害者手帳 療育手帳	単独で	普通券	片道１００ｋｍを超える利用のとき、５割引
	介護者つき	定期券	本人が小児のときの介護者のみ５割引 ※介護者に対しては通勤定期乗車券を発売

※介護者で適用されるのは１人まで。

■窓　　口　各駅の乗車券販売窓口で手帳を提示してください。

有料道路通行料金の割引

通常料金の半額を割り引きます。
割引の対象となる自動車を登録する場合と登録しない場合の２種類の申請方法がございます。

■窓　　口　オンライン申請窓口又は市役所障害福祉課
・**有料道路通行料金の割引、オンライン申請について問合せ先**
西日本高速道路（株）NEXCO 西日本お客様センター
0120-924-863 もしくは 06-6876-9031

オンライン窓口
（ETC 登録する方のみ利用可）

■対 象 者

手帳の種類	種　別	運　転　者
身体障害者手帳	第１種	本人　または　介護者（本人が同乗）
	第２種	本人のみ
療育手帳	第１種	介護者（本人が同乗）
	第２種	割引対象外

■申請方法　【割引の対象となる自動車を**登録する**場合】
所有者及び車種の要件を満たす自動車をお一人様につき１台のみご登録できます。
オンライン申請又は市役所にてご申請ください。
市役所でのお手続きに必要な書類は、下記をご確認ください。
【必要書類】
身体障害者手帳又は療育手帳、車検証（電子車検証の方は自動車検査証記録事項と計２枚）、運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ）
※ＥＴＣを利用して割引を受けられる場合は、上記以外に「ＥＴＣカード」（18 歳以上は障害者本人名義のもの）、「ＥＴＣ車載器セットアップ申込書・証明書」が必要です。ただし更新及び変更の申請手続の際、前回手続から変更が無い場合、同 2 点の書類は不要です。

【割引の対象となる自動車を**登録しない**場合】こちらはオンライン申請は利用できません。
ETC 無線通行による障害者割引は適用になりません。
割引対象である旨を手帳に証明する必要があります。
市役所でのお手続きに必要な書類は、下記をご確認ください。
【必要書類】
身体障害者手帳又は療育手帳、運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ）

■対象要件　所有者及び車種の要件につきましては NEXCO のホームページをご覧ください。
（https://dc2.c-nexco.co.jp/etc/discount/handicapped/guidance.html）
※以下の自動車は割引の対象外となります。
・車検証の用途欄に「事業用」と記載されているもの
・貨物自動車のうち、後部座席側面の窓がないもの及び目隠しされているもの　　等

■有効期間　原則、新規の申請手続が終了した日から２回目の誕生日まで有効
※ただし更新の申請手続の場合は、割引有効期限の２カ月前から手続きができ、手続きが終了した日から３回目の誕生日（最長２年２カ月）まで有効となる場合があります。

国内航空運賃の割引

割引額は航空運送事業者、路線によって異なります。各航空会社にお問い合わせください。

■対象者　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者と介護者１人
※いずれも手帳所持者が満１２歳以上の場合

■航空券の購入手続　　航空券販売窓口に障害者手帳を提示
介護者分は、本人と同一搭乗区間の航空券を同時に購入してください。

■窓　口　各国内航空会社

公共駐車場の料金割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は、下記の公共駐車場において、一時利用の駐車料金が2時間無料になります。

【有人による取扱い】

下記の公共駐車場では、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は、手帳と駐車券を管理人又は駐車場係員に提示することにより、一時利用の駐車料金が2時間無料になります。ただし駐車場により取扱時間が異なりますのでご注意ください。割引対象となる駐車場は下記のとおりです。

駐車場名	手続き場所	取扱時間
明日都浜大津公共駐車場	浜大津公共駐車場管理室（１階）	１０時～１９時
浜大津公共駐車場		

【カメラ付インターホンによる取扱い】

下記の公共駐車場では、出庫時に精算機に附属するインターホンを押すとオペレーターが応答しますので、カメラに向かって手帳と駐車券を提示することで一時利用の駐車料金が2時間無料になります。

駐車場名		取扱時間
明日都浜大津公共駐車場	有人	２４時間３６５日対応
浜大津公共駐車場		
大津駅北口公共駐車場	無人	
大津京駅前公共駐車場		

※カメラ付インターホンでの出庫には時間を要することがあります。状況に応じて、上記公共駐車場のうち、有人の公共駐車場では、【有人による取扱い】との併用をお願いします。

【コールセンター又はFAX】コールセンター：077-525-4170　FAX：０７７-５２７-８３０３

カメラ付インターホンがご利用いただけない駐車場やご利用が困難な方は、一旦精算していただいた後、後日払戻対応いたします。お問い合わせはコールセンター又はFAXまでお願いいたします。

FAXをご利用の場合は、住所・氏名・連絡先（FAXまたはEメール）をご記入の上、レシートの写しと一緒に送信してください。

■窓　口　市役所建設監理課　　電話　０７７－５２８－２７０５

市立図書館の駐車サービス

市立図書館に隣接する民営駐車場を利用する障害者手帳の所持者に対し、その利用に係る２００円分のサービス券を配付しています。

■対　象　者　　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者で、自己又は介添人が運転する自家用車により市立図書館に来館し、その際に隣接駐車場を利用された人

■対象駐車場　　ＮＰＣ２４Ｈびわ湖浜大津駅前パーキング
（大津市浜大津二丁目１番６号　市立図書館西隣）

■配 付 内 容　　サービス券は、図書館の利用時間の場合に応じ、以下の配付枚数となります。最大８０分までの補助となります。
▼駐車時刻が４０分以下の場合　１枚　▼駐車時刻が４０分を超える場合　２枚

■確 認 方 法　　市立図書館退館前に、手帳と駐車証明書（駐車場の精算機で出ます）を１階カウンターに提示してください。

■窓　　口　　市立図書館　　電　話　０７７－５２６－４６００　ＦＡＸ　０７７－５２２－９８７７

駐車禁止除外指定車標章の交付

駐車禁止場所内（法定禁止場所を除く）に、他の交通の妨げにならない限り、駐車できる標章が交付されることがあります。駐停車禁止場所では使えません。

■対象者　① 身体障害者手帳の交付を受けており、滋賀県警察の規定に該当する歩行困難な人
（詳細は下記窓口に問い合わせてください）
② 療育手帳Ａの交付を受けている人
③ 精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている人

■窓　口　大津警察署の交通担当課（雄琴以南）　　電　話　０７７－５２２－１２３４
ＦＡＸ　０７７－５２２－１２９１
大津北警察署の交通担当課（仰木以北）　　電　話　０７７－５７３－１２３４
ＦＡＸ　０７７－５７３－１３０７

つながる

滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度

障害のある人や高齢者、妊産婦やけが人などの移動に配慮が必要な人が使いやすい駐車の仕組みとして、滋賀県では「滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度」を導入しています。

■対象者

区　分			交付要件	申請に必要な書類
身体障害者	視覚障害		４級以上	身体障害者手帳
	平衡機能障害		５級以上	
	聴覚障害		３級以上	
	肢体不自由	上肢	２級以上	
		下肢	６級以上	
		体幹	５級以上	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	２級以上	
		移動機能	６級以上	
	心臓機能障害		４級以上	
	じん臓機能障害		４級以上	
	呼吸機能障害		４級以上	
	ぼうこう又は直腸の機能障害		４級以上	
	小腸機能障害		４級以上	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		４級以上	
	肝機能障害		４級以上	
知的障害者			療育手帳の障害の程度欄が「A1」「A2」又は「A」の人	療育手帳
精神障害者			障害等級が２級以上の人	精神障害者保健福祉手帳
難病患者			特定疾患医療受給者等	特定医療費（指定難病）受給者証

上記以外にも、医師診断書・意見書等により申請ができる場合があります。詳しくは、下記窓口へお問い合わせください。

■窓　口　　滋賀県庁健康医療福祉部健康福祉政策課　　電　話　０７７－５２８－３５１２
ＦＡＸ　０７７－５２８－４８５０

おはよう

８　その他の福祉サービス等

図書館資料の郵送貸出サービス

身体障害のために来館することが困難な人に対し、図書館資料の郵送貸出を行っています（送料は図書館が負担します）。郵送貸出サービスを希望される人は、図書館までご相談ください。

■対象者　身体障害者手帳１～４級所持者、障害のため図書館来館が困難な人
郵送貸出登録が必要ですので、既に一般の図書貸出カードをお持ちの方も、新たに申し込みをしてください。

■その他　視覚障害の方には録音図書や大活字本、点字雑誌等の貸出、対面朗読も実施しています。また、和邇図書館ではテープ雑誌の貸出も行っています。

■窓　口　市立図書館　電　話　０７７－５２６－４６００　ＦＡＸ　０７７－５２２－９８７７
和邇図書館　電　話　０７７―５９４－２０５０　ＦＡＸ　０７７―５９４－４６６０

図書館の電子図書・オーディオブック

来館することが困難な人にも読書を楽しんでいただくため、電子図書とオーディオブックを提供しています。いつでもどこでも、読書を楽しんでください。

■対象者　図書貸出カードをお持ちの方

■手続き　大津市立図書館のホームページからご利用の手続きが可能です。

マルチメディアデイジー図書

活字による読書が困難な人にも読書を楽しんでいただくため、マルチメディアデイジー図書等の再生用タブレットを貸し出します。

■対象者　図書貸出カードをお持ちの方

■手続き　図書館へ来館された際に職員へお申し出ください。

■その他　再生用タブレットの貸出は、館内利用に限ります。

点字版・声（音声版）の広報おおつ

「点字版広報おおつ」を月１回、「デイジーＣＤ版／カセットテープ版広報おおつ」を月２回発行し、郵送しています（無料）。

■対象者　視覚障害の身体障害者手帳所持者等希望者

■窓　口　市役所広報課　電　話　０７７－５２８－２７０３　ＦＡＸ　０７７－５２２－８７０６

声（音声版）のおおつ市議会だより

おおつ市議会だよりの記事をＣＤに録音したものを年４回発行し、郵送しています（無料）。大津市議会ユーチューブチャンネルでも聞くことができます。

■対象者　視覚障害の身体障害者手帳所持者等希望者

■窓　口　市役所議会局議事課　電　話　０７７－５２８－２６４０

議場傍聴席の聴覚障害者用傍聴支援モニター

議場内での音声をリアルタイムで字幕化し、議場の傍聴席に設置した大型モニターに表示しています。

■対象者　　聴覚障害者などで議場に傍聴に来られた方

■窓　口　　市役所議会局議事課　　電　話　０７７－５２８－２６４０
ＦＡＸ　０７７－５２１－０４０９

身体障害者デイサービス事業

身体障害者の体操、点字訓練などの日常生活の向上のための活動や各種創作活動、ハーモニカ・料理・卓球教室などを行っています。

■実施場所　大津市立障害者福祉センター他

■窓　　口　大津市立障害者福祉センター　電　話　０７７―５１１―２１１１
ＦＡＸ　０７７―５２７―５５１５

聴覚障害者相談員設置事業

聴覚障害者やその家族からの相談に応じ、暮らしに関する相談や必要な情報の提供、各種サービスの申請支援などを行います。

■対象者　大津市に在住する聴覚障害者及びその家族

■窓　口　滋賀県立聴覚障害者センター　電　　話　077－561－6111　FAX　077－565－6101
Ｅメール　shigajou@eos.ocn.ne.jp

聴覚障害者のサービス

◆おおつ手話サービス

障害福祉課の手話通訳者が、「電話の中継」「問い合わせ」「相談」を行います。FAX、メール、LINE アプリを使って文字や手話で対応いたします。　　※事前登録のため、申請が必要です。

■対象者　　大津市に在住する聴覚障害者

■窓　口　　市役所障害福祉課

成年後見制度

成年後見制度とは、知的障害、精神障害、認知症などの理由で判断能力が不十分な方のために財産管理や契約行為など、権利擁護を図る制度です。

■問合先・手続き　大津家庭裁判所　　電　話　０７７－５０３－８１５６

※本制度の利用申立てを行う親族がいないなどの理由により、申立てができない場合は、「成年後見制度利用支援」制度があります。成年後見制度利用支援に関する問い合わせ先は下記のとおりです。

■窓　口　　市役所福祉政策課　電　話　０７７－５２８－２７４０　ＦＡＸ　０７７－５２３－０４１２
市役所障害福祉課

大津市権利擁護サポートセンター

高齢者や障害者の権利擁護、成年後見制度などに関する相談をお受けします。お気軽にご相談ください。

■所在地　　大津市浜大津四丁目１―１　明日都浜大津４階

■電　話　　０７７－５２３－７５５８　ＦＡＸ　０７７－５２３－７５５９

緊急通報システムの設置

電話回線を利用した緊急通報用発信設備を自宅に取り付け、身体障害者が倒れるなどの緊急事態が生じたときにボタンを押すことによってコールセンターに通報し、必要に応じて消防局に連絡されるシステムを設置します。※近隣の協力者（原則として２人以上）の確保が必要です。

■対象者　ひとり暮らしの身体障害者手帳１・２級の所持者で、緊急事態に際し機敏に行動することが困難な人

■窓　口　市役所障害福祉課

緊急通報（１１９番・１１０番）

◆ＮＥＴ１１９緊急通報システム・ＦＡＸ１１９番・ｅメール１１９番

事前登録のため、申請が必要です。電話での通報が困難な聴覚に障害のある人は、ＷＥＢサイト、ＦＡＸ及びメールから火災や救急などの緊急通報ができます。

【窓口】　大津市消防局通信指令課　　電　話　077－522－0119　FAX　077－522－4657
市役所障害福祉課

◆ＦＡＸ１１０番・１１０番アプリ

電話での通報が困難な聴覚に障害がある人は、ＦＡＸやメールから１１０番（警察）通報ができます。健常者は、通常の１１０番通報をお願いします。

ＦＡＸ１１０番　　０７７－５２６－０１１０

１１０番アプリ　　スマートフォンに「１１０番アプリ」をダウンロードし、氏名、電話番号等を登録することにより利用できます。

【窓口】　滋賀県警察本部通信指令課　　電　話　０７７－５２２－１２３１

障害者手帳アプリ「ミライロ ID」

「ミライロ ID」とは、株式会社ミライロが提供するスマートフォン用アプリで、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の情報をアプリ内に登録することで、手帳情報がスマートフォンの画面に表示できるようになり、その画面を事業者等に提示した場合、障害者割引を受けることができます。アプリの詳細については、株式会社ミライロのホームページ（https://mirairo-id.jp）をご覧ください。

青い鳥郵便葉書の無償配付

日本郵便株式会社では、重度の身体障害者及び重度の知的障害者に、ご希望された場合、郵便葉書を無償配付しています。なお、受付期間は日本郵便株式会社ホームページをご覧ください。

■対象者　・重度の身体障害者・・・１級又は２級の人
・重度の知的障害者・・・療育手帳に「A」（又は１度、２度）の表記がある人

■窓　口　最寄りの郵便局にお問い合わせください。

ヘルプマーク

援助や配慮を必要としていることが外見からは分らない人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう「ヘルプマーク」を作成しています。

■対 象 者　義足や人工関節を使用している人、発達障害や精神障害、知的障害のある人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人、認知症の人など、援助や配慮を必要としている人

■配布場所　滋賀県障害福祉課、大津市役所障害福祉課、大津市保健所、大津市の支所（３６ヶ所）、草津保健所、甲賀保健所、東近江保健所、彦根保健所、長浜保健所、高島保健所、各県内市町障害福祉担当課、滋賀県立障害者福祉センター、滋賀県立聴覚障害者センター、滋賀県精神保健福祉センター

■配布方法　上記の場所で、お申し出のあった人に無料でお渡しします。
窓口への来所が困難な人は、滋賀県障害福祉課にて郵送による送付を行っています。※別途送料がかかります。

■問合せ先　滋賀県健康医療福祉部障害福祉課　電　話 077−528−3542
ＦＡＸ077−528−4853

介護マーク

介護をする方が他の人からみると介護をしていることが分かりにくいため、周囲から誤解を受けることがないよう、介護中であることを周囲に理解していただくために、カードホルダー付きの「介護マーク」を無償で配布しています。

■配布場所　市役所障害福祉課、障害者福祉センター、やまびこ総合支援センター
市役所長寿政策課、市内あんしん長寿相談所（地域包括支援センター）

■窓　　口　市役所障害福祉課
市役所長寿政策課　電　話　077−528−2741
ＦＡＸ　077−526−8382

大津市ごみ出し支援戸別収集サービス

家庭廃棄物（大型ごみを除き、市が定期的に収集するものに限る。以下「対象家庭廃棄物」という。）をごみ集積所へ排出することが困難な障害者で構成される世帯に対し、対象家庭廃棄物の戸別収集サービスを行っています。詳しくは窓口へお問い合わせください。

■窓　口　　市役所障害福祉課

９　障害者スポーツ

におの浜ふれあいスポーツセンター

バリアフリー化された施設環境で、健常者はもちろん高齢者や障害のある人など、誰でも使いやすい施設になっています。

■施設概要　　温水プール、アリーナ、会議・研修室、トレーニング室

■所 在 地　　大津市におの浜四丁目２－４０　　電　話　０７７－５２７－３５５３

ＦＡＸ　０７７－５２７－３５６６

スペシャルスポーツの広場

障害者（児）が身近な地域で気軽にスポーツに親しむ機会を提供し、日常的なスポーツ活動の定着を図るため、県内５ヶ所で、年１２回開催されます。

令和５年度は、栗東市・東近江市・高島市・長浜市・彦根市で開催予定です。

■窓　口　滋賀県障害者スポーツ協会　　電　話　０７７－５２２－６０００

ＦＡＸ　０７７－５２１－８１１８

障害者スポーツ大会（県大会）

障害者の健康保持と機能の維持回復、並びに親睦を図るため、６～８月にスポーツフェスタの部（９歳以上）、９～１１月に全国大会の部（１２歳以上）が開催されます。

■種　目　陸上、水泳、卓球、アーチェリー、フライングディスク、ボウリング、ボッチャ、
バスケットボール、ソフトボール、バレーボール、サッカー
（スポーツフェスタの部は、陸上・卓球・フライングディスク・ボッチャの４種目を開催）

■窓　口　市役所障害福祉課
滋賀県障害者スポーツ協会　　電　話　０７７－５２２－６０００
ＦＡＸ　０７７－５２１－８１１８

大津市身体障害者更生会体育交流会

障害者並びにその家族の親睦を図るため、各種活動をしています。

■窓　口　　大津市身体障害者更生会事務所　　電　話　０７７－５２４－４７７７
ＦＡＸ　０７７－５２４－４７７７
大津市障害者スポーツ協会　　電　話　０７７－５７３―３４８９（北村：代表者宅）

全国障害者スポーツ大会への選手派遣

障害者スポーツ大会(県大会)で優秀な成績を挙げた選手を全国障害者スポーツ大会へ派遣します。

■窓　口　　滋賀県スポーツ局交流推進室　　電　話　０７７－５２８－３３６６
ＦＡＸ　０７７－５２８－４８４１

１０ 関係施設・団体等

やまびこ総合支援センター

地域で生活されている、乳幼児から成人までの知的障害児・者等が通所する複合的施設です。

施　設　名	事　業　内　容	電話・FAX
児童発達支援センター 「やまびこ園・教室」	障害のある子どもや発達支援を必要とする子どもの早期療育を行っています。 月曜から金曜までのうち、園は毎日、教室は２日の通園となります。	電話　077-527-0467 FAX　077-527-0293
児童発達支援センター内 「やまびこ相談支援事業所」	障害を持った乳幼児の相談支援、利用計画の作成及びモニタリングを行っています。	電話　077-523-7711 FAX　077-527-0293
「生活支援センター」	主として知的障害児・者の地域での生活を支援するための様々な課題について、利用者及びその家族の相談支援を実施しています。	電話　077-527-0486 FAX　077-527-0334 （夜間緊急時） 090-9886-8304
「ひまわりはうす」 生活介護 自立訓練 日中一時支援	主として知的障害者が、地域生活ができるように支援を行うほか、養護学校を卒業した方にスムーズな就労移行のための支援をしています。 また地域生活支援拠点における２４時間、３６５日対応緊急時の支援を行っています。 毎週土曜日は、集団での余暇活動を行っています。	電話　077-527-0492
「さくらはうす」 生活介護	重度心身障害者、重度の知的障害者を対象として、日常生活における支援を行っています。	電話　077-527-0495

■総合窓口　やまびこ総合支援センター

所在地　　大津市馬場二丁目１３－５０

電　話　　０７７－５２７－０４７９　　ＦＡＸ　０７７－５２７－０１３５

北部子ども療育センターわくわく教室

障害のある子どもや発達支援を必要とする子どもの早期療育を行っています。

所在地　　大津市和邇中１７６－１

電　話　　０７７－５９４－８４１５　　ＦＡＸ　０７７－５９４－８４１６

東部子ども療育センターのびのび教室

障害のある子どもや発達支援を必要とする子どもの早期療育を行っています。

所在地　　大津市萱野浦１－１１

電　話　　０７７－５４７－３５３５　　ＦＡＸ　０７７－５４４－１４１５

子ども発達相談センター

３歳６カ月児健診後から中学生までの子どもの発達に関する相談に応じます。

所在地　　大津市浜大津四丁目１―１　明日都浜大津１階

電　話　　０７７－５１１－９３３０　　ＦＡＸ　０７７－５２６－８０３０

発達障害者相談支援センターかほん

発達上、困難をお持ちの人が地域で安心して暮らしていけるよう、相談を受け付けています。

■相談窓口　　社会福祉法人しが夢翔会

所在地　　大津市石山千町２７０―３

電　話　　０７７－５４８－６１４９　　ＦＡＸ　０７７－５４３－７３２８

おおつ働き・暮らし応援センター（Ｈａｔｃｈ：はっち）

一般就労が困難な障害者に対する就労及び職場定着に向けた支援や、職場の開拓などのサービスを福祉、労働の両面から提供し、障害者の地域における職業生活の自立を図り、雇用の促進及び職業の安定を図るための支援を行っています。

■相談窓口　　おおつ働き・暮らし応援センター（Ｈａｔｃｈ：はっち）

所在地　　大津市京町三丁目５－１２　森田ビル５階

電　話　　０７７－５２２－５１４２　　ＦＡＸ　０７７－５２２－５１０３

大津公共職業安定所（ハローワーク大津）

職業紹介等を行っています。

所在地　　大津市打出浜１４－１５　滋賀労働総合庁舎１階、２階

電　話　　０７７－５２２－３７７３　　ＦＡＸ　０７７－５２６－１６９０

障害者福祉センター

障害者や障害者団体の自主的活動の拠点として、貸館やデイサービス（体操、点字訓練、ハーモニカ・料理・卓球教室など）を行っています。また、障害者団体の事務所も設置されています。

所在地　　大津市におの浜四丁目２－３３

電　話　　０７７－５１１－２１１１　　ＦＡＸ　０７７－５２７－５５１５

障害者虐待防止センター

障害者の虐待防止に関する通報、届出又は相談については、障害者虐待防止センターまでご連絡ください。

所在地　　大津市浜大津四丁目 1―1　明日都浜大津４階

電　話　　０７７－５２３－７１８８　　ＦＡＸ　０７７－５２３－７５５９

民生委員・児童委員

障害者の自立を援助するとともに、関係機関との協力のもとに社会福祉の増進に努めています。

担当民生委員の氏名などは、市役所福祉政策課へお問い合わせください。

■窓　口　　市役所福祉政策課　　電　話　077－528－2740　　ＦＡＸ　077－523－0412

大津市社会福祉協議会

地域の住民やボランティア、福祉・保健などの関係機関と連携をとりながら、福祉のまちづくりに取り組んでいます。

所在地　大津市浜大津四丁目１－１　明日都浜大津５階
電　話　077－525－9316　　ＦＡＸ　077－521－0207

滋賀県大津・高島子ども家庭相談センター

18 歳未満のお子さんに関する児童相談を受け付けています。

所在地　大津市におの浜四丁目４－５
電　話　077－548－7768　　ＦＡＸ　077－548－7769

大津市保健所

精神保健や難病対策、感染症の予防、地域住民の健康の保持及び増進に関する業務を行っています。

所在地　大津市浜大津四丁目１－１　明日都浜大津１階
電　話　077－522－6756　　ＦＡＸ　077－525－6161

あんしん長寿相談所（地域包括支援センター）

福祉・介護・保健が一体となって、高齢者の生活を支える相談機関です。

名　称	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
小松あんしん長寿相談所	大津市南小松９０	５９６－２２６０／５９６－２２６１	５９６－２２６２
和邇あんしん長寿相談所	大津市和邇高城１２	５９４－２６６０／５９４－２７２７	５９４－４１８９
真野あんしん長寿相談所	大津市真野四丁目２４－３８	５７３－１５２１／５７３－１５２２	５７３－１５２５
堅田あんしん長寿相談所	大津市本堅田三丁目１７－１４	５７４－１０１０／５７４－１０８０	５７４－１７２８
比叡あんしん長寿相談所	大津市坂本六丁目１－１１	５７８－６６３７／５７８－６６９２	５７８－８１２０
比叡第二あんしん長寿相談所	大津市下阪本六丁目 39－23	５７９－５２９０／５７９－５２９１	５７９－５２９２
中第二あんしん長寿相談所	大津市南志賀一丁目７－２７	５２１－１４７１／５２１－１４７２	５２１－１４７３
中あんしん長寿相談所	大津市浜大津四丁目１－１	５２８－２００３／５２８－２００６	５２７－３０２２
膳所あんしん長寿相談所	大津市膳所二丁目５－５	５２２－８８６７／５２２－８８８２	５２２－１１９８
晴嵐あんしん長寿相談所	大津市粟津町１－１８	５３４－２６６１／５３４－２６６２	５３４－２６６４
南あんしん長寿相談所	大津市南郷一丁目１４－３０	５３３－１３３２／５３３－１３５２	５３４－９２５６
瀬田あんしん長寿相談所	大津市大江三丁目２－１	５４５－３９１８／５４５－３９３１	５４３－４４３６
瀬田第二あんしん長寿相談所	大津市大萱六丁目４－１６	５４５－５７６０／５４５－５７６２	５４５－５８２０

すこやか相談所

保健師・ヘルスアドバイザー等が常駐し、赤ちゃんから高齢者まで、地域の方々のさまざまな相談業務を行っています。市内７カ所に分けて設置しています。

名　称	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
和邇すこやか相談所	大津市和邇高城１２	５９４－８０２３	５９４－４１８９
堅田すこやか相談所	大津市本堅田三丁目１７－１４	５７４－０２９４	５７４－１７２８
比叡すこやか相談所	大津市坂本六丁目１－１１	５７８－８２９４	５７８－８１２０
中すこやか相談所	大津市浜大津四丁目１－１	５２８－２９４１	５２７－３０２２
膳所すこやか相談所	大津市膳所二丁目５－５	５２２－１２９４	５２２－１１９８
南すこやか相談所	大津市南郷一丁目１４－３０	５３４－０２９４	５３４－９２５６
瀬田すこやか相談所	大津市大江三丁目２－１	５４５－０２９４	５４３－４４３６

滋賀県医療福祉相談モール

各相談機関が連携して相談支援・地域支援を行います。また、どこに相談して良いか分からない方のための相談窓口も設置されています（所在地　草津市笠山八丁目５－１３０）。

相　談　窓　口	相　談　内　容	電　話	ＦＡＸ
ワンストップ相談受付窓口	どこに相談して良いか分からない場合の相談	５６９－５９５５	―
滋賀県知的障害者更生相談所	療育手帳の判定、知的障害に関する相談	５６３－８４４８	５６２－４３３４
滋賀県ひきこもり支援センター	ひきこもりに関する相談	５６９－４０６０	―
滋賀県発達障害者支援センター	発達障害に関する相談	５６１－２５２２	５０２－２４８９
滋賀県高次脳機能障害支援センター	高次脳機能障害に関する相談	５６１－３４８６	５０２－２４８０
滋賀県地域生活定着支援センター	罪に問われた方の生活等に関する相談	５６１－３４８５	５０２－２４２７

障害児教育諸学校

名　　称	所　在　地	電　　話
滋賀県立盲学校	彦根市西今町８００	０７４９－２２－２３２１
滋賀県立聾話学校	栗東市川辺６６４	０７７－５５２－１３８０
滋賀県立北大津養護学校	大津市伊香立向在地町２５	０７７－５９８－３１７４
滋賀県立草津養護学校	草津市笠山八丁目３－１１１	０７７－５６６－００１２
滋賀大学教育学部附属特別支援学校	大津市際川三丁目９－１	０７７－５２２－６５６９
滋賀県立守山養護学校大津分教室	大津市長等一丁目１－３５	０７７－５２５－１２７６
滋賀県立北大津高等養護学校	大津市仰木の里一丁目２３－１	０７７－５７４－７９００

関係団体

障害当事者やその家族、支援者などでつくられている団体です。活動内容などについては、直接団体までお問い合わせください。

団　体　名（HP）	代表者（会長）	所　在　地	電話・FAX
大津市身体障害者更生会	乾澤　正和	におの浜 4-2-33 大津市立障害者福祉センター内	077-524-4777
大津市障害児者と支える人の会	西川　実千子	におの浜 4-2-33 大津市立障害者福祉センター内	077-543-1816 （代表者宅）
大津市ろうあ福祉協会	石野　富志三郎	におの浜 4-2-33 大津市立障害者福祉センター内	FAX 077-572-7070
大津視覚障害者協会 (https://otsu-ssk.org/)	奥村　清和	におの浜 4-2-33 大津市立障害者福祉センター内	077-523-3799
大津市障害者スポーツ協会 (https://geolog.mydns.jp/www.geocities.co.jp/ohtsu_ssk/)	北村　茂	におの浜 4-2-33 大津市立障害者福祉センター内	077-573-3489 （代表者宅）
おおつ「障害者の生活と労働」協議会 (https://geolog.mydns.jp/www.geocities.co.jp/ohtsu_ssk/)	中崎　ひとみ	京町３-５-12	077-522-5142
大津市精神障碍者と家族の会 「湖の子会」	山路　美登	におの浜 4-2-33 大津市立障害者福祉センター内	080-3787-4451 （代表者）
滋賀県中途失聴難聴者協会大津支部 (http://www.shiga-nancyo.jp/)	長田　由美子	花園町 16-4（自宅）	FAX （代表者宅） 077-573-1860
滋賀県脊髄損傷者協会 (http://www.shiga-nancyo.jp/)	前野　奨	草津市草津三丁目 14-40	077-569-5111
滋賀県難病連絡協議会大津支部 (http://www.shiga-nancyo.jp/)	駒坂　博康	三大寺６-C-106	077-548-8823 （代表者宅）
滋賀県脳卒中者友の会淡海の会大津支部	森田　芳久	におの浜 4-2-33 大津市立障害者福祉センター内	077-511-5166

大津市障害者自立支援協議会

「あるサービスは調整する。ないサービスは創る」をスローガンに、一人ひとりの生活ニーズを地域の課題として集約し、解決するための協議の場として平成 18 年 10 月に設置されました。大津市内の障害者支援に関係する様々な機関が集まり、課題の共有と解決に向けた具体的検討や関係機関の支援の向上のための研修会、市民に対する大津市の障害福祉の動向に関する広報啓発活動を行っています。年１回・毎年５月頃に市民向けの活動報告会を開催しており、誰でも自由に参加できます。

■ 問合せ先　所在地　大津市馬場二丁目 13－50
やまびこ総合支援センター内大津市障害者自立支援協議会事務局
電　話　077－527－0486　　ＦＡＸ　077－527－0334
ＵＲＬ　https://www.otsuziritu.org

１１ 相談窓口

こんな相談がしたいときには

相談したい内容	相　談　窓　口	備　　考
障害児者に関する 総合的な相談がしたい	①市役所障害福祉課 電話 077-528-2745　FAX 077-524-0086 ②委託相談支援事業所（P16 参照）	ケースワーカーや相談員による相談、情報提供等
障害福祉サービスを利用したい	①市役所障害福祉課 電話 077-528-2745　FAX 077-524-0086 ②計画相談支援事業所（P58参照）	就労支援、ホームヘルパーの派遣等
障害児が通所する施設について相談したい	①市役所障害福祉課 電話 077-528-2745　FAX 077-524-0086 ②障害児相談支援事業所（P58～59参照）	放課後等デイサービスの利用等
障害児の教育に関する 相談がしたい	①滋賀県教育委員会事務局 特別支援教育課 電話 077-528-4643、FAX 077-528-4957 ②滋賀県総合教育センター 電話 077-588-2311、FAX 077-586-0011 ③大津市教育支援センター 電話 077-525-7912、077-522-4646	
障害児に関する 専門的な相談がしたい	滋賀県大津・高島子ども家庭相談センター 電話 077-548-7768　FAX 077-548-7769	医師、心理判定員、ケースワーカーによる相談、指導、判定等
身体障害者に関する 専門的な相談がしたい	滋賀県立リハビリテーションセンター 更生相談係（滋賀県身体障害者更生相談所） 電話 077-567-7221　FAX 077-567-7222	医師等による専門的な相談、指導、判定
知的障害者に関する 専門的な相談がしたい	滋賀県知的障害者更生相談所（滋賀県立精神保健福祉センター内） 電話 077-563-8448　FAX 077-562-4334	医師、保健師、心理判定員による専門的な相談、指導、判定
精神障害者の保健に関する 相談がしたい	①大津市保健所保健予防課 電話 077-522-6776　FAX 077-525-6161 ②滋賀県立精神保健福祉センター 電話 077-567-5010　FAX 077-566-5370	医師、精神保健相談員、保健師による相談、指導
中学生までの子どもの発達に関する相談がしたい	大津市子ども発達相談センター 電話 077-511-9330　FAX 077-526-8030	
高校生以上の子どもや大人の発達に関する相談がしたい	大津市発達障害者支援センターかほん 電話 077-548-6149　FAX 077-534-4479	
聴覚障害や手話に関する 相談がしたい	①市役所障害福祉課 電話 077-528-2745　FAX 077-524-0086 ②滋賀県立聴覚障害者センター （大津市聴覚障害者相談員） 電話 077-561-6111　FAX 077-565-6101	
難病に関する 相談がしたい	①大津市保健所保健予防課 電話 077-522-7228　FAX 077-525-6161 ②滋賀県難病相談・支援センター 電話 077-526-0171　FAX 077-526-0172	難病患者や家族の日常生活、介護などの相談

相談したい内容	相　談　窓　口	備　　考
福祉用具に関する 相談がしたい	①市役所障害福祉課 電話 077-528-2745　FAX 077-524-0086 ②滋賀県福祉用具相談プラザ （滋賀県福祉用具センター内） 電話 077-567-3907　FAX 077-567-3967	Ｐ２０～２５参照
障害者向けに 自宅を改造したい	市役所障害福祉課 電話 077-528-2745　FAX 077-524-0086	Ｐ２７参照
就職に関する相談がしたい	大津公共職業安定所（ハローワーク大津） 電話 077-522-3773　FAX 077-526-1690	企業就職、職業訓練の受講、障害者雇用等の相談
職業適性などの専門的な 相談をしたい	滋賀障害者職業センター 電話 077-564-1641　FAX 077-564-1663	職業適性や雇用管理についての専門的な相談
障害者の年金に関する 相談がしたい	①大津年金事務所 電話 077-521-1126 ②市役所保険年金課（障害基礎年金のみ） 電話 077-528-2752　FAX 077-525-8887 障害共済年金・・・各共済組合へ 労災年金・・・・・労働基準監督署へ	障害基礎年金、障害厚生年金等の各種年金についての相談
障害者の虐待について 相談がしたい	①大津市障害者虐待防止センター 電話 077-523-7188　FAX 077-523-7559 ②滋賀県障害者権利擁護センター 電話 077-521-1175　FAX 077-528-4853	障害者の虐待に関する相談
障害者差別について 相談がしたい	地域アドボケーター（滋賀県地域相談支援員） （Ｐ５７参照）	
障害者の人権に関する 相談がしたい	大津地方法務局 電話 077-522-4671	
障害者の権利擁護、成年後見制度に関する相談がしたい	大津市権利擁護サポートセンター 電話 077-523-7558　FAX 077-523-7559	
障害者スポーツ施設について知りたい	①滋賀県立障害者福祉センター 電話 077-564-7327　FAX 077-564-7641 ②滋賀県障害者スポーツ協会 電話 077-522-6000　FAX 077-521-8118 ③大津市障害者スポーツ協会 電話 077-573-3489（北村） FAX 077-573-3489（北村）	スポーツ施設の利用、障害者スポーツの相談
障害者の雇用に関する 相談がしたい	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部高齢・障害者業務課 電話 077-537-1214　FAX 077-537-1215	企業が障害者を雇用する上で、必要な配慮や助成措置についての相談
ボランティア活動に関する 相談がしたい	①大津市社会福祉協議会 電話 077-525-9316　FAX 077-521-0207 ②滋賀県社会福祉協議会ボランティアセンター 電話 077-567-3924　FAX 077-567-5160 ③淡海ネットワークセンター 電話 077-524-8440　FAX077-524-8442	ボランティア活動をやりたいが、どのようにすればよいか
福祉関係の仕事につきたい	①大津市社会福祉協議会 電話 077-525-9316　FAX 077-521-0207 ②滋賀県介護・福祉人材センター（南部介護・福祉人材センター） 電話 077-567-3925　FAX 077-567-3928	福祉関係の仕事をしたいが、どのようにすればよいか